

第6回 岐阜県CSF有識者会議

日時：令和2年1月31日（金）
15時30分～17時00分
場所：岐阜県庁4階 特別会議室

1 現状報告

- (1) 豚等へのCSFワクチン接種状況 【資料1】
- (2) 野生いのしし対策の状況
 - ① 経口ワクチンの屋外散布 【資料2】
 - ② 野生いのししのCSF浸潤状況調査（中間報告） 【資料3】
- (3) 全国知事会CSF対策PTの活動状況 【資料4】

2 CSF・ASF対策の課題と今後の対策 【資料5】

【参考資料】

- 参考資料1 CSFに対するこれまでの主な対応
- 参考資料2 CSFの発生状況
- 参考資料3 家畜伝染病予防法等改正関連資料

■委員名簿

(50音順、敬称略)

青木 博史 (あおき ひろし)	・ 日本獣医生命科学大学 獣医学部 准教授 (微生物学、感染症学)
浅井 鉄夫 (あさい てつお)	・ 岐阜大学大学院 連合獣医学研究科 教授 (動物感染症制御学)
石黒 利治 (いしぐろ としはる)	・ (公社)岐阜県獣医師会 会長
伊藤 貢 (いとう みつぎ)	・ (有)あかばね動物クリニック 獣医師 ・ 一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会 理事
江口 祐輔 (えぐち ゆうすけ)	・ 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 西日本農業研究センター 畜産・獣害研究領域鳥獣害対策 技術グループ長
小寺 祐二 (こでら ゆうじ)	・ 宇都宮大学 農学部 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授 ・ 国拡大豚コレラ疫学調査チーム臨時委員
只野 亮 (ただの りょう)	・ 岐阜大学 応用生物科学部 生産環境科学課程 応用動物科学コース 動物ゲノム多様性学分野 准教授
平田 滋樹 (ひらた しげき)	・ 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 虫・鳥獣害研究領域 鳥獣害グループ 上級研究員
山本 健久 (やまもと たけひさ)	・ 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 ウイルス疫学研究領域疫学ユニット長 ・ 国拡大豚コレラ疫学調査チーム委員

■ワーキンググループ アドバイザー

迫田 義博 (さこだ よしひろ)	・ 北海道大学大学院 獣医学研究院微生物学教室 教授
---------------------	----------------------------

第6回 岐阜県CSF有識者会議 出席者名簿

■委員

(50音順、敬称略)

青木 博史	日本獣医生命科学大学 獣医学部 准教授 (微生物学、感染症学)
浅井 鉄夫	岐阜大学大学院 連合獣医学研究科 教授 (動物感染症制御学)
石黒 利治	(公社)岐阜県獣医師会 会長
伊藤 貢	(有)あかばね動物クリニック 獣医師 一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会 理事
小寺 祐二	宇都宮大学 農学部 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授
山本 健久	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 ウイルス疫学研究領域疫学ユニット長 国拡大豚コレラ疫学調査チーム委員

■ワーキンググループ アドバイザー

迫田 義博	北海道大学大学院 獣医学研究院微生物学教室 教授
-------	--------------------------

■オブザーバー

菊池 栄作	農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 野生イノシシ対策室 課長補佐
吉野 毅	岐阜県養豚協会会長
大野 恵章	(一社)岐阜県猟友会会長

■県関係

河合 孝憲	岐阜県 副知事
渡辺 正信	岐阜県 農政部長
服部 敬	岐阜県 環境生活部長
長尾 安博	岐阜県 農政部次長
平野 孝之	岐阜県 農政部次長

豚等へのCSFワクチン接種状況

1 ワクチン接種までの経過

[2019年]

- 10月15日
 - ・「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」改正
 - ・国が本県をワクチン接種推奨地域に設定
 - ・「予防的ワクチン接種プログラム」を国へ提出
- 10月18日
 - ・予防的ワクチン接種実施に係る知事命令を告示
- 10月25・26日
 - ・養豚農場等で初回一斉接種を実施
(19施設39,888頭)
- 10月29日
 - ・愛がん飼養豚に初回接種を実施
- ～11月1日
 - (12施設15頭)
- 11月29日
 - ・飼養いのししに初回接種を実施
- ～2020年1月9日
 - (8施設33頭)

2 初回ワクチン接種実績

①民間農場・県畜産研究所・岐阜大学

- ・作業期間 令和元年10月25日・26日
- ・接種頭数 39,888頭(17農場、県畜産研、岐阜大)
- ・従事者数 124名(実人員)
 - 〔内訳 獣医師56名(県46名、民間10名)〕
 - 〔 補助員68名(県25名、市1名、農場42名)〕

②愛がん用ミニブタ

- ・作業期間 令和元年10月29日(火)～11月1日(金)
- ・接種頭数 15頭(12施設)
- ・従事者数 15名(実人員、県獣医師のみ)

③飼養いのしし

- ・作業期間 令和元年11月29日(火)～令和2年1月9日(木)
- ・接種頭数 33頭(8施設)
 - 〔内訳 ワクチン接種 3頭(3施設)〕
 - 〔 経口ワクチン投与 30頭(5施設)〕
- ・従事者数 12名(実人員、県獣医師のみ)
- ・付記事項 粗暴等のため注射が困難であったいのししには、国から野生いのしし用経口ワクチンの譲与を受け投与

3 継続接種の状況

①肥育豚

- ・接種時期 30日齢経過後、順次接種
(概ね1週間ごと。※農場の規模に応じ実施)
- ・接種頭数 毎月約10,000頭

②繁殖豚等6か月以上飼養する豚

- ・接種時期 初回接種6か月後に接種(令和2年4月下旬)
その後1年に1回(同一個体には最大4回)
- ・接種頭数 約4,700頭

これまでの接種実績：59,703頭(令和2年1月23日までの累計)

4 免疫付与状況確認検査(モニタリング)について

○ワクチン接種による免疫付与状況を確認する抗体検査(ELISA検査)を実施

- ・実施時期 初回接種概ね4週間以上経過後
その後6か月ごと(5月、11月)
- ・検体数 1農家30頭以上又は1豚舎5頭以上
- ・検査結果 12月までの累計

区分	対象施設	検査頭数	陽性頭数	免疫付与率
繁殖豚等	16施設	233頭	209頭	90%
肥育豚	14施設	346頭	343頭	99%
計	実19施設	579頭	552頭	95%

○抗体検査の結果、免疫付与が十分でない豚等が認められた場合は、当該豚に追加接種。肥育豚であれば同腹豚に追加接種

経口ワクチン野外散布実績

- 第1期 1回目：H31.3.24～29
2回目：R1.5.7～11（一部4.21・22）
- 第2期 1回目：R1.7.10～16
2回目：R1.8.20～24（一部9.25～27）
- 第3期 1回目：R1.12.16～20
2回目：R2.2.12～16（予定）

区 分		対 象 市町村数	対 象 面 積 (km ²)	散 布 箇所数 (箇所)	散 布 個 数 (個)	イノシシ摂食 個数(推定) (個)	摂食率 (%)
第 1 期	1回目	18	1,200	600	24,001	17,700	73.7
	2回目	21	1,800	937	28,110	18,572	66.1
	計				52,111	36,272	69.6
第 2 期	1回目	29	3,600	1,796	35,920	15,831	44.1
	2回目	31	3,700	1,810	35,640	17,531	49.2
	計				71,560	33,362	46.6
第 3 期	1回目	34	2,200	1,199	23,980	10,639	44.4
	2回目	32	1,966	1,200	24,000		
	計				47,980	10,639	

経口ワクチン回収実績

区 分	散布個数	イノシシ摂取（推定）			イノシシ不摂取			
		摂食痕	まるごと 摂食		小動物等 摂食痕	損傷等 な し		
第 1 期	1回目	24,001	2,253	15,447	17,700	1,024	5,277	6,301
	2回目	28,110	2,832	15,740	18,572	4,030	5,508	9,538
	計	52,111	5,085	31,187	36,272 (70%)	5,054	10,785	15,839
第 2 期	1回目	*35,840	3,800	12,031	15,831	3,847	16,162	20,009
	2回目	35,640	6,861	10,670	17,531	6,587	11,522	18,109
	計	71,480	10,661	22,701	33,362 (47%)	10,434	27,684	38,118
第 3 期	1回目	23,980	1,451	9,188	10,639	4,557	8,784	13,341
	2回目							
	計	23,980	1,451	9,188	10,639 (44%)	4,557	8,784	13,341

※第2期1回目については、荒天により80個回収不能となった。

経口ワクチンのサーベイランス実施状況

サーベイランス期間中の検査結果（H31.4.3～R2.1.29 捕獲・発見分）

区 分		PCR（抗原）			ELISA（抗体）			
		検査頭数	陽性	陽性率	検査頭数	陽性	うちPCR(-)	陽性率
ワクチン 散布 地域内	捕獲個体	1,578	583	36.9%	1,575	881	488	55.9%
	死亡個体	229	192	83.8%	200	55	9	27.5%
	計	1,807	775	42.9%	1,775	936	497 (28.0%)	52.7%
ワクチン 散布 地域外	捕獲個体	197	68	34.5%	196	91	55	46.4%
	死亡個体	97	67	69.1%	85	13	4	15.3%
	計	294	135	45.9%	281	104	59 (21.0%)	37.0%
合 計		2,101	910	43.3%	2,056	1,040	556	50.6%

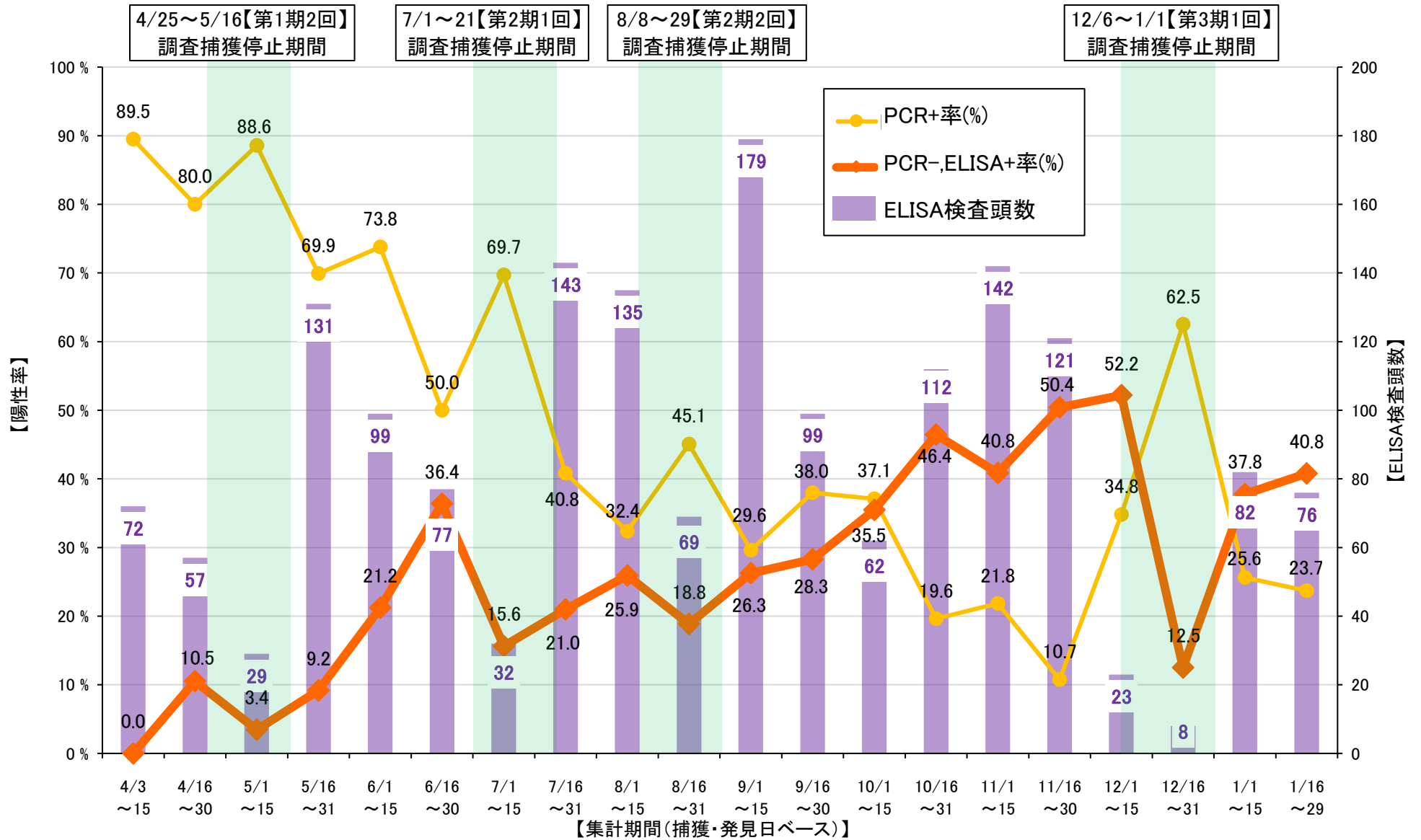
直近半月間の検査結果（R2.1.16～R2.1.29 捕獲・発見分）

区 分		PCR（抗原）			ELISA（抗体）			
		検査頭数	陽性	陽性率	検査頭数	陽性	うちPCR(-)	陽性率
ワクチン 散布 地域内	捕獲個体	72	14	19.4%	72	37	31	51.4%
	死亡個体	4	4	100.0%	4	1	0	25.0%
	計	76	18	23.7%	76	38	31 (40.8%)	50.0%

（参考）経口ワクチン散布前の検査結果（H30.9月～H31.4.2 捕獲・発見分）

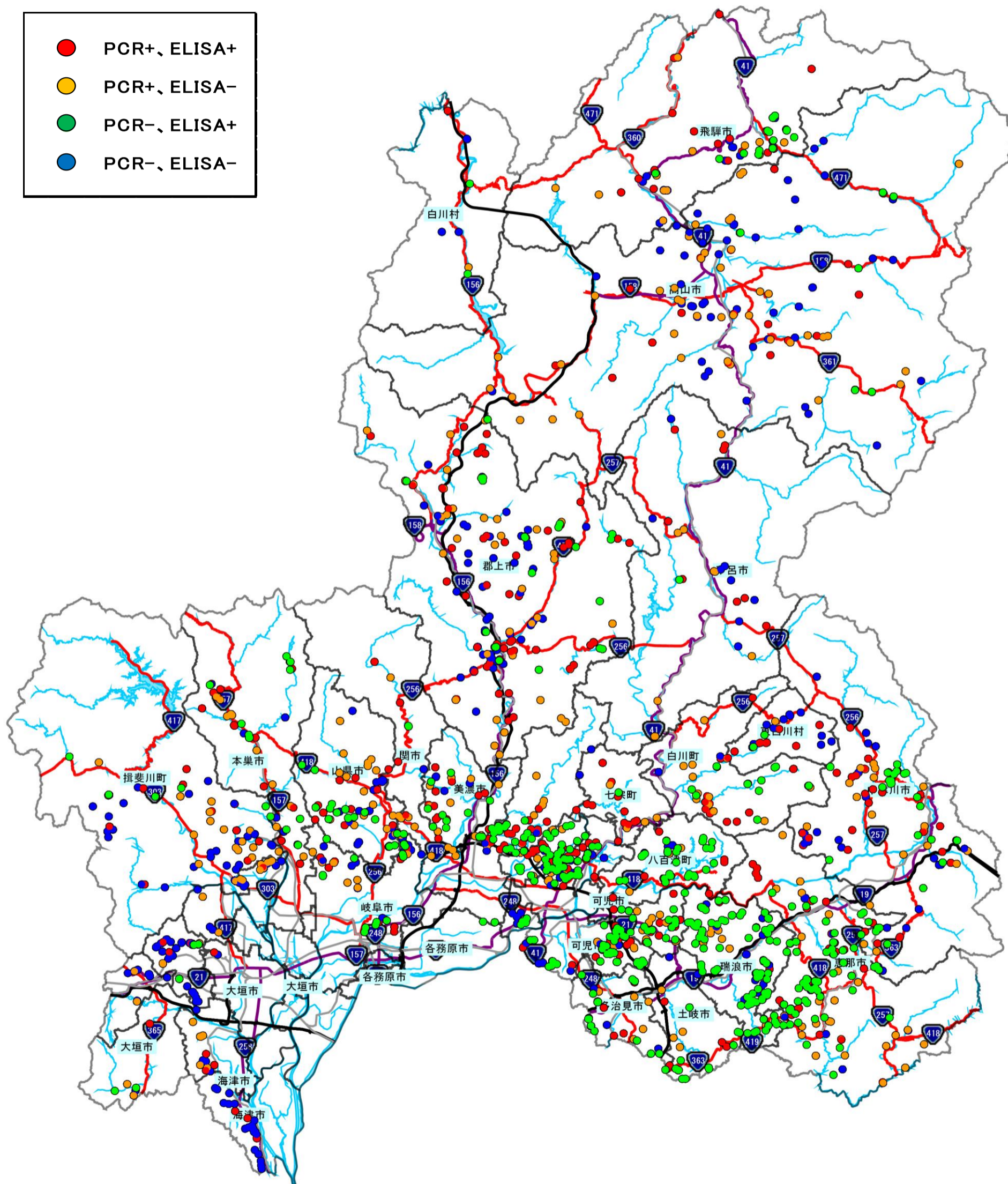
区 分		PCR（抗原）			ELISA（抗体）			
		検査頭数	陽性	陽性率	検査頭数	陽性	うちPCR(-)	陽性率
合 計		916	249	27.2%	746	61	5 (0.7%)	8.2%

経口ワクチン散布地域内におけるPCR,ELISA陽性率の推移(半月毎)



経口ワクチンのサーベイランス結果 【全期間の捕獲・発見分 (H31.4.3~R2.1.15)】

- PCR+, ELISA+
- PCR+, ELISA-
- PCR-, ELISA+
- PCR-, ELISA-



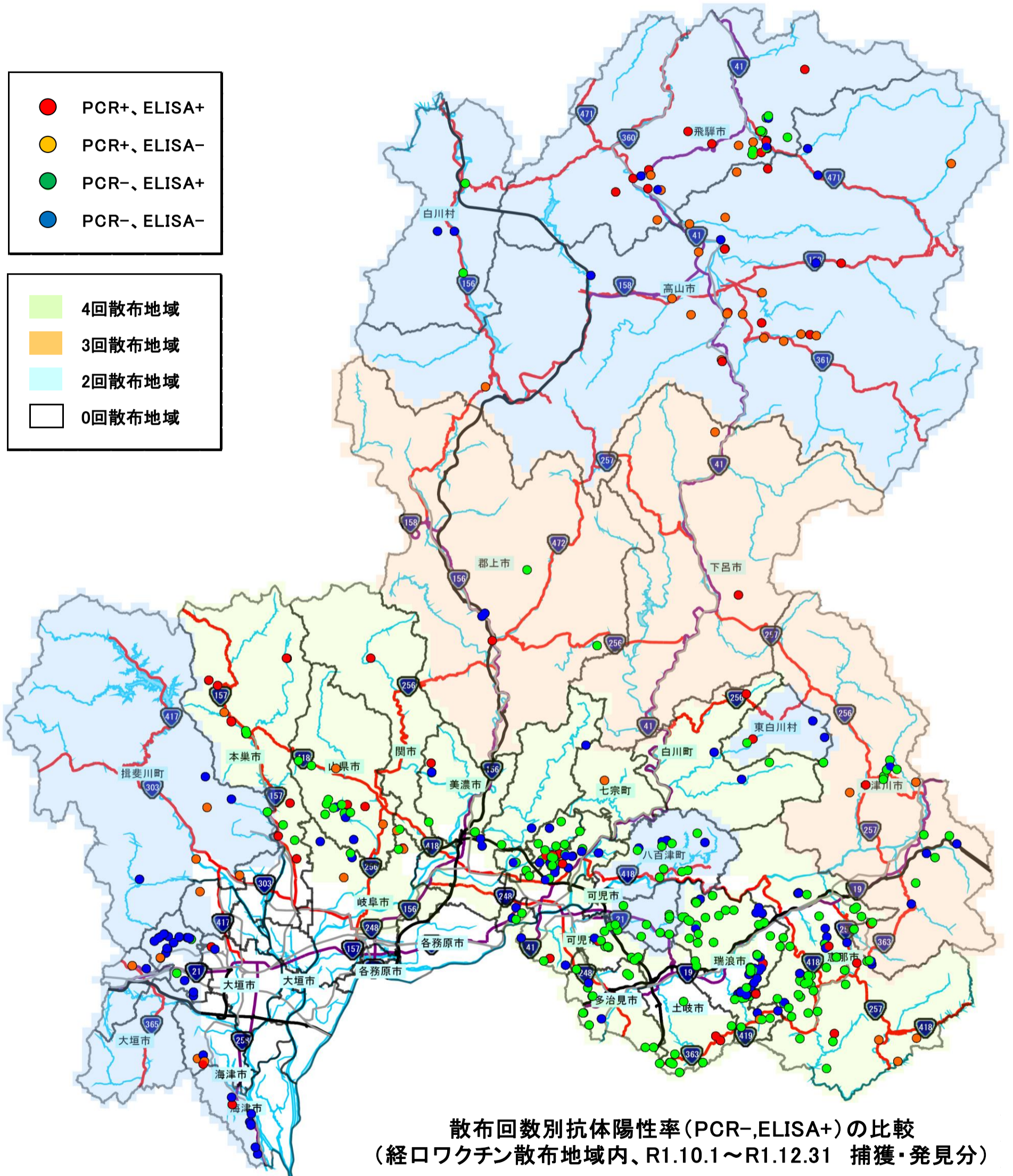
散布回数別

経口ワクチンのサーベイランス結果

【4回散布後の3ヶ月(R1.10月～12月)捕獲・発見分】

- PCR+, ELISA+
- PCR+, ELISA-
- PCR-, ELISA+
- PCR-, ELISA-

- 4回散布地域
- 3回散布地域
- 2回散布地域
- 0回散布地域



散布回数別抗体陽性率(PCR-,ELISA+)の比較
(経口ワクチン散布地域内、R1.10.1～R1.12.31 捕獲・発見分)

散布回数	市町村数	調査頭数	抗体陽性頭数	抗体陽性率
4回	16市町村	320頭	175頭	54.7%
3回	3市町村	33頭	16頭	48.5%
2回	14市町村	121頭	17頭	14.0%

野生いのししのCSF浸潤状況調査 (中間報告)

岐阜大学 応用生物科学部
家畜衛生地域連携教育研究センター (GeFAH)

アウトライン

1 県内の浸潤状況

- (1) 陽性・陰性個体の状況
- (2) 発見地点より半径10km

2 経口ワクチン散布

- (1) 県全体の抗体保有状況
- (2) 圏域ごとの抗体保有状況
- (3) 成獣・幼獣の感染免疫状況

3 参考

- (1) 国によるシーケンス検査
- (2) ワクチン散布地域外の感染免疫状況

1 県内の浸潤状況

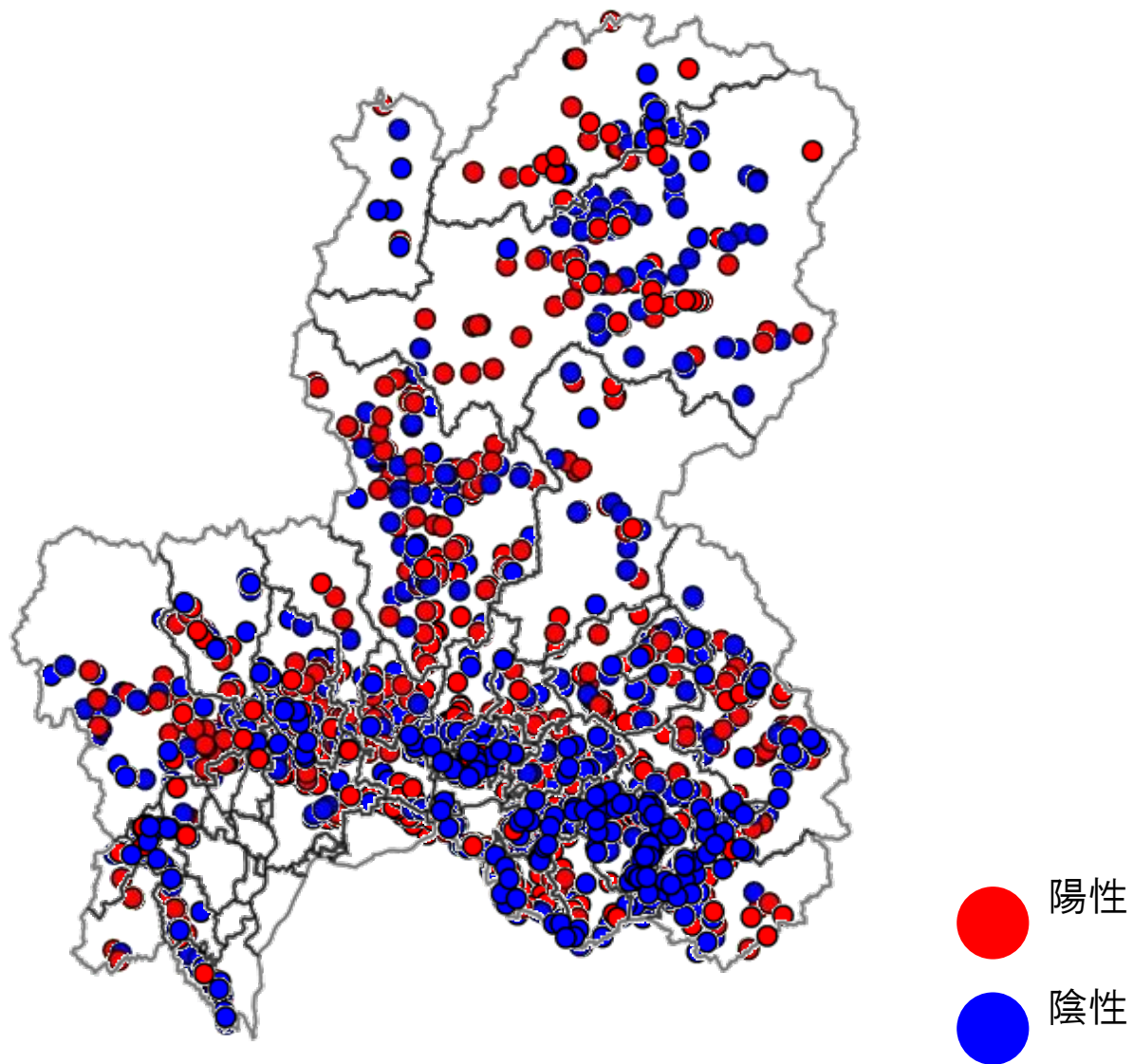
○検査が行われた野生いのししの状況（調査捕獲、有害捕獲、死亡発見全体）

		2018年				2019年											総数
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
県全体	検査数	89	222	156	131	100	148	58	188	194	252	206	265	298	175	287	2,769
	陽性	10	31	20	24	23	92	40	147	147	161	100	95	94	44	49	1,077
岐阜	検査数	57	113	65	41	43	54	14	20	35	40	17	23	16	9	29	576
	陽性	10	27	11	10	10	27	4	11	17	28	12	6	8	4	11	196
中濃	検査数	16	70	71	83	51	78	27	126	102	113	97	107	70	45	66	1,122
	陽性		4	9	14	12	55	21	105	87	80	46	37	20	6	8	504
東濃	検査数	8	16	9	5	6	14	17	36	48	77	34	48	70	61	142	591
	陽性					1	10	15	31	40	42	26	19	14	10	5	213
飛騨	検査数	2	5	1			2			3	10	33	44	61	33	20	214
	陽性									2	6	8	18	24	18	14	90
西濃	検査数	6	18	10	2				6	6	12	25	43	81	27	30	266
	陽性									1	5	8	15	28	6	11	74

※陽性いのしし…PCR検査陽性

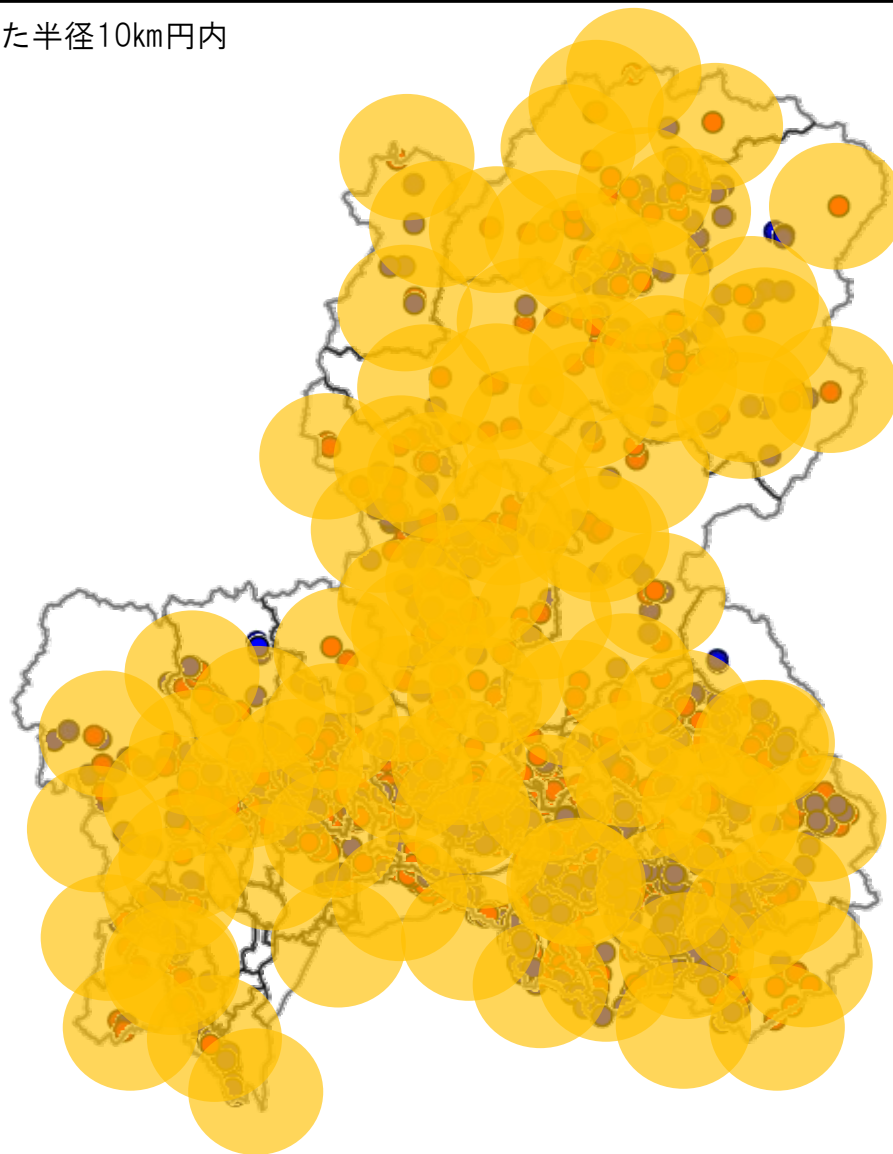
(1) 陽性、陰性個体の状況

陰性・陽性いのししの分布



(2) 発見地点より半径10km

陽性いのししを中心とした半径10km円内



1 考察

【調査結果から】

いのししの豚コレラ感染は、

- ・当初は岐阜市から徐々に東に拡大していたが、2019年1月から岐阜市樺洞の北部へと感染が広がった。
- ・2019年2月以降急速に東へ拡大し、3月になり東・北に拡散した。
- ・5月には西に広がり、全県域となった。

2 経口ワクチン散布

2019年11月

凡例

イノシシ発見地点から 5 km円

● PCR-ELISA+個体

● ワクチン抗原検出個体

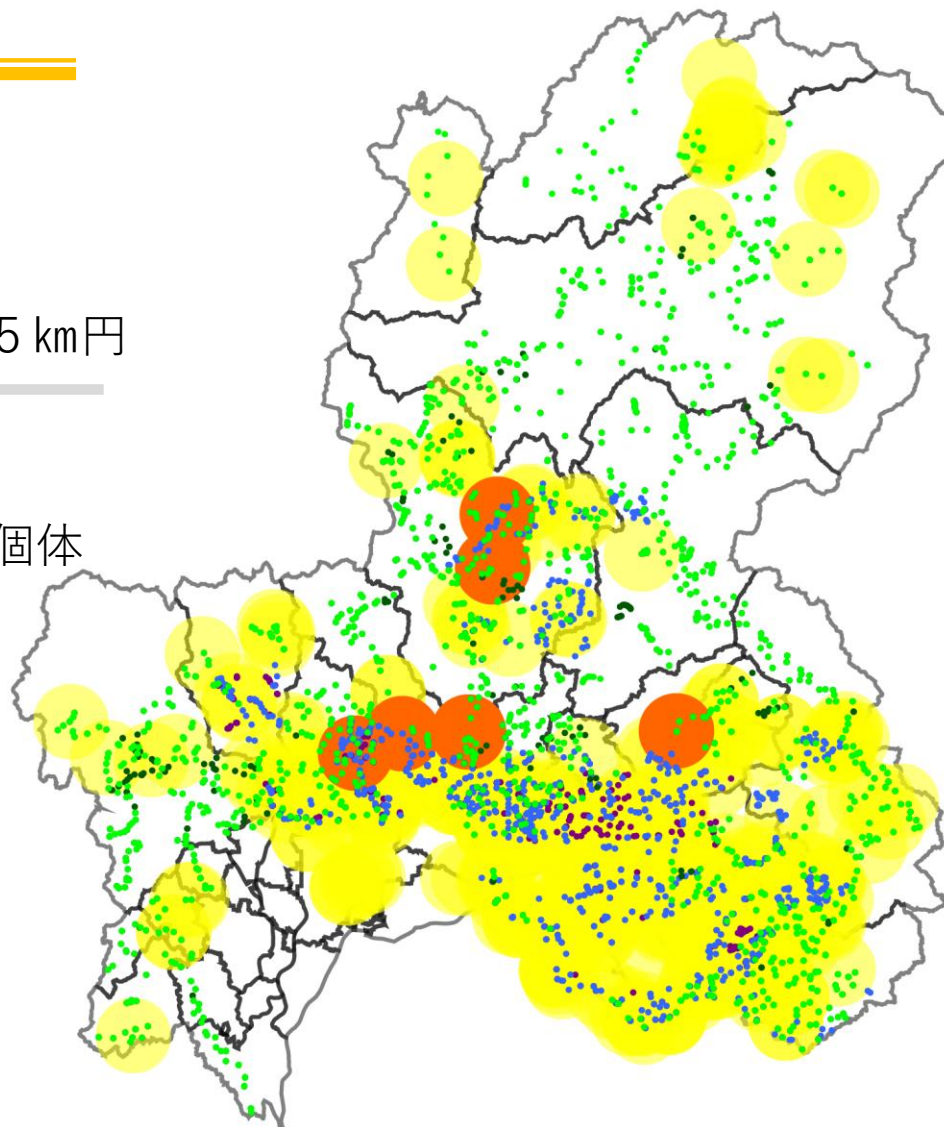
ワクチン散布地点

● 第1期1回目

● 第1期2回目

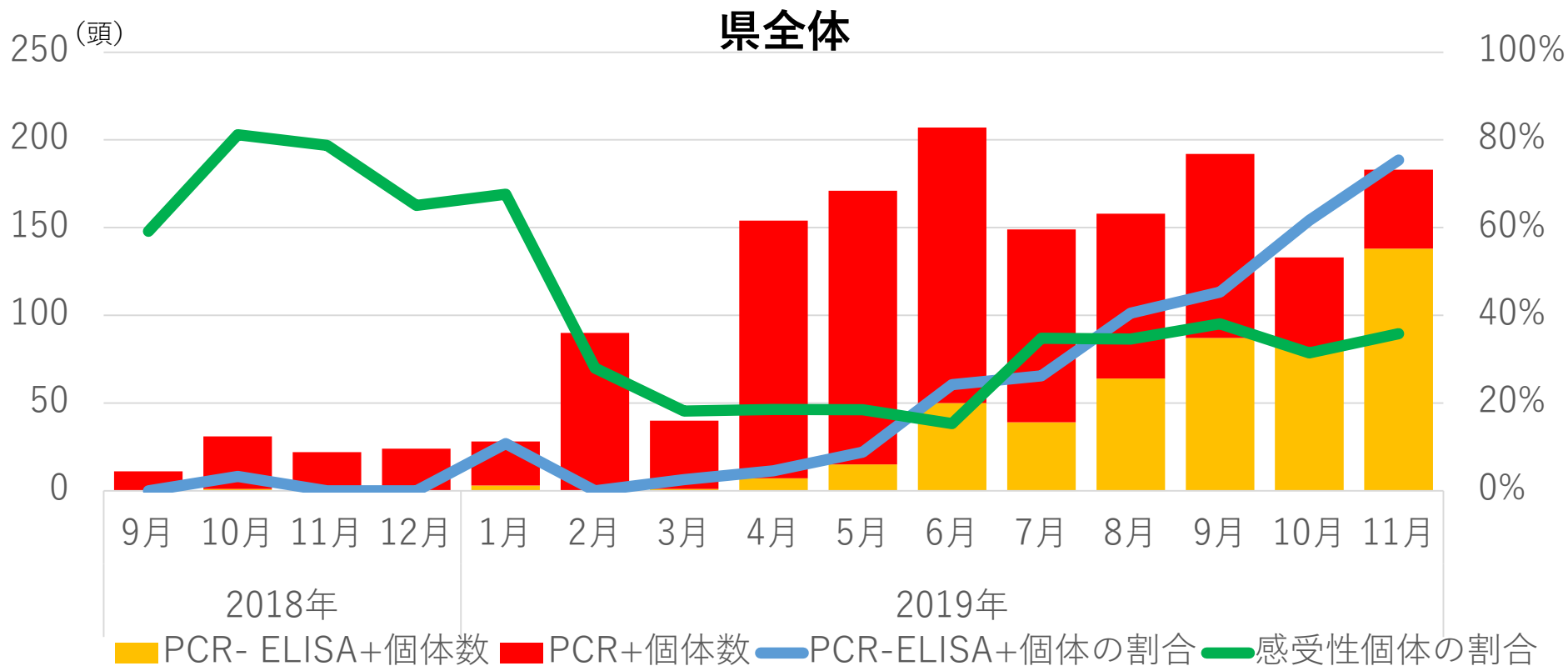
● 第2期1回目

● 第2期2回目



(1) 県全体の抗体保有状況

	2018年					2019年									
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
PCR+	11	30	22	24	25	90	39	147	156	157	110	94	105	51	45
PCR- ELISA+		1			3		1	7	15	50	39	64	87	82	138



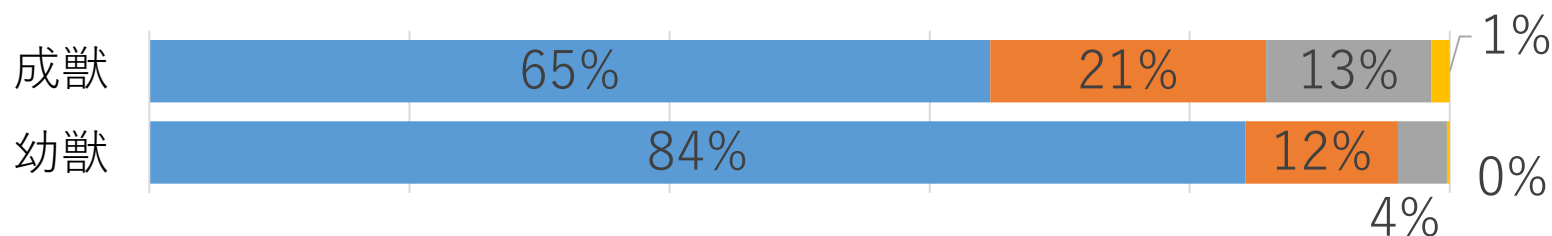
(2) 圏域ごとの抗体保有状況

	2018年						2019年									
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
岐阜圏域	PCR+	11	26	13	9	10	26	4	11	17	28	12	10	8	6	9
	PCR- ELISA+		1			1		1	1	4	7	3	8	4	7	13
中濃圏域	PCR+		4	9	15	14	53	21	105	90	81	45	42	27	7	7
	PCR- ELISA+					2			4	6	29	23	41	33	27	37
東濃圏域	PCR+					1	11	14	31	45	37	31	14	14	10	6
	PCR- ELISA+								2	5	14	10	14	39	41	82
飛騨圏域	PCR+									2	7	11	15	27	22	13
	PCR- ELISA+											3		4	7	4
西濃圏域	PCR+									2	4	11	13	29	6	10
	PCR- ELISA+												1	7		2

(3) 成獣・幼獣の感染免疫状況

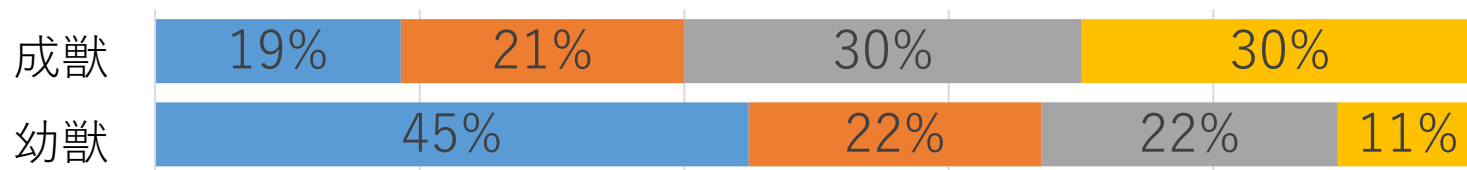
2018年9月から2019年3月まで

	総検査数	PCR-ELISA-	PCR+ELISA-	PCR+ELISA+	PCR-ELISA+
成獣	283	183	60	36	4
幼獣	452	381	53	17	1



2019年4月から10月まで

	総検査数	PCR-ELISA-	PCR+ELISA-	PCR+ELISA+	PCR-ELISA+
成獣	915	170	196	275	274
幼獣	633	284	140	142	67



■ PCR- ELISA- ■ PCR+ ELISA- ■ PCR+ ELISA+ ■ PCR- ELISA+

2 考察

【結果から】

①感染・免疫状況

- ・ 早くから発生している岐阜圏域に比べ、中濃及び東濃圏域でPCR陽性が少なく、抗体保有（PCR陰性）個体が多くなっている。
- ・ 感染地域の拡大とワクチン散布により感受性個体の割合は減少している。成獣と幼獣を比べると、幼獣の非感染個体の割合が多い。

②今後の課題

- ・ 岐阜、西濃及び飛騨圏域の免疫獲得個体の比率を上げていく必要がある。
- ・ 幼獣の区分けについて、ドイツやリトアニアでの知見を活かし、捕獲の際に月齢を判別できる方法確立する必要がある。

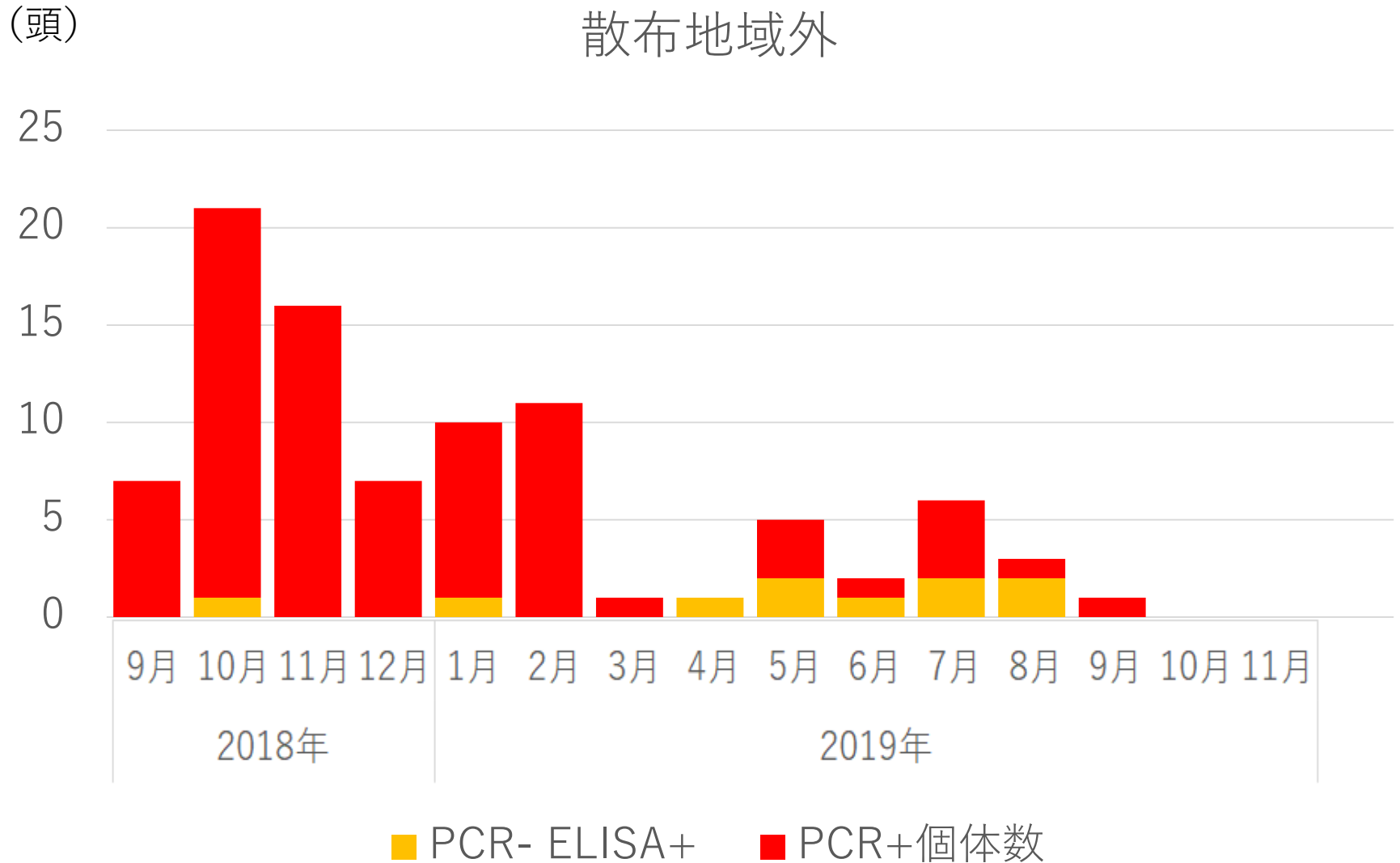
3 参考（1）国によるシーケンス検査

	ワクチン散布期間	調査期間	ワクチン由来	野外株
第1期 1回目	3/24~3/29	3/24~4/8	2	15
第1期 2回目	4/21~4/22 5/7~5/11	4/21~5/2 5/7~5/21	0	19
第2期 1回目	7/10~7/16	7/10~7/26	1	15
第2期 2回目	8/20~24 9/25~27	8/20~9/3 9/25~10/7	3	26
合計			6	75

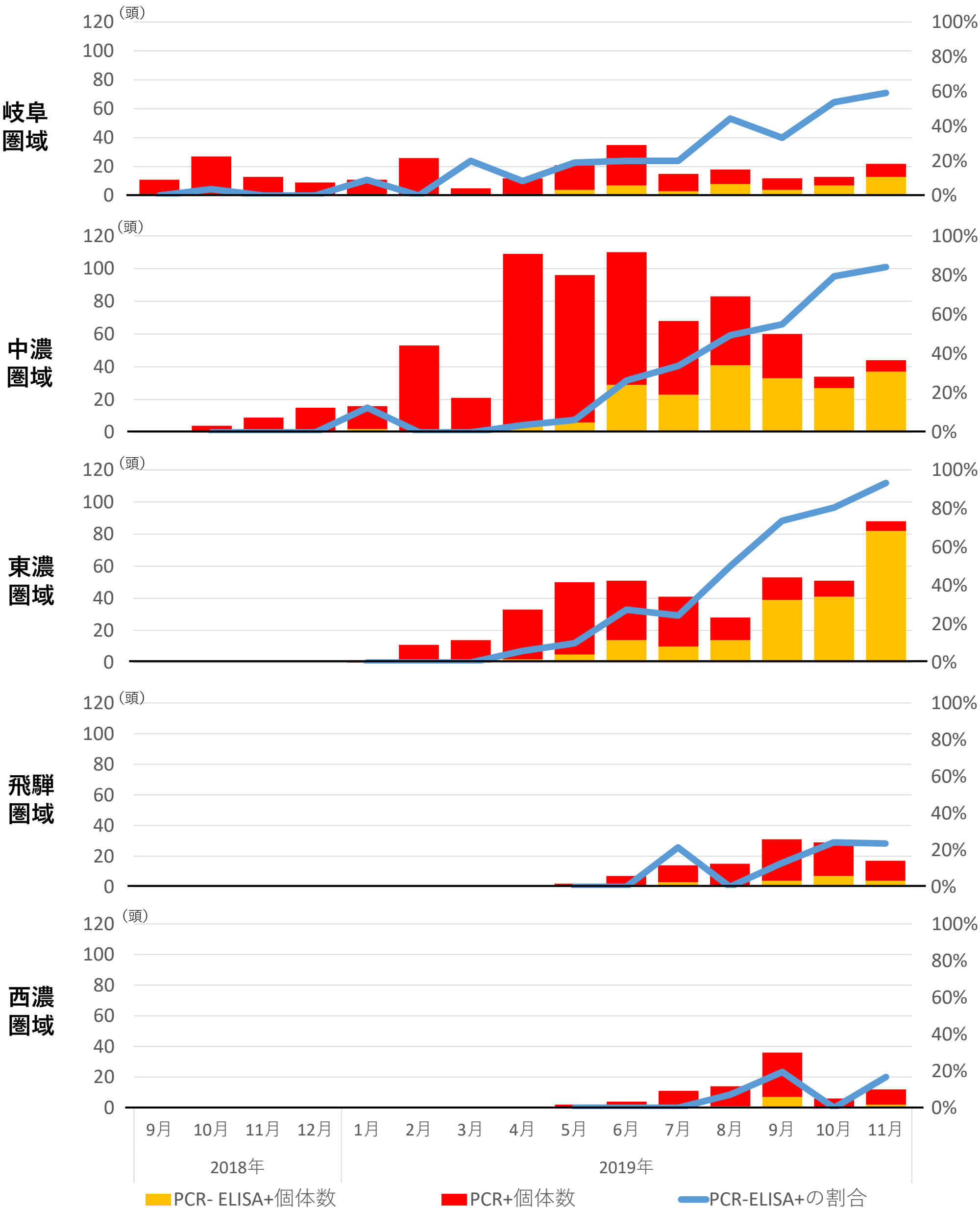
※対象個体

PCR陽性となった個体の内、
捕獲地点から2kmの範囲内に経口ワクチン散布箇所があり、
かつイノシシによるワクチンの摂取が確認されたもの

3 参考（2）経口ワクチン散布地域外の感染免疫状況



(2) 圏域ごとの抗体保有状況



全国知事会 C S F 対策 P T の活動状況

令和元年

- 1 1 月 1 5 日 C S F 対策プロジェクトチームを設置（全都道府県が参加）。
- 1 1 月 2 2 日 C S F 対策プロジェクトチーム会議を開催し、「総合的 C S F 対策の確立に向けた提言」について、取りまとめ。
- 1 1 月 2 7 日 農林水産省の有識者会議、自由民主党の農林合同部会、江藤農林水産大臣に対して、「総合的 C S F 対策の確立に向けた提言」を申し入れ。
- 1 2 月 2 6 日 農林水産省の事務次官、消費・安全局長に対して、「家畜伝染病予防法改正の主要論点」について申し入れ。

令和 2 年

- 1 月 9 日 A S F 予防的措置円滑化緊急支援事業に係る都道府県向けの説明会を開催。農林水産省担当者より事業内容を説明。
- 1 月 1 5 日 農林水産省消費・安全局長あてに、「A S F 予防的措置円滑化緊急支援事業に係る意見」を提出。
- 1 月 2 9 日 農林水産省消費・安全局動物衛生課あてに、「A S F に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更（案）に対する意見」を提出。 ※岐阜県として

農林水産大臣
江藤 拓 様

総合的CSF対策の確立に向けた提言

令和元年11月27日

全国知事会
CSF対策プロジェクトチーム

総合的CSF対策の確立に向けた提言

今回のCSFは、強毒株でないことなどから初動を難しくし、また、当初の予想よりも早いペースで野生いのししの感染が拡大するなど、早期の封じ込めが困難な事案となった。

外国人労働者や外国人観光客を積極的に迎え入れるなど、今後、更に国が開かれていく中で、いつでもどこでも起こり得る国家的危機管理事案として対処するため、新たな総合的CSF対策の確立を図る必要がある。

このため、この1年余の経験と反省をも踏まえて、以下の対策を提言する。

1 農場を守る対策の強化

(1) 飼養衛生管理の向上

飼養衛生管理の向上について、ASFも念頭に、国の関与の強化と対応ルールの明確化

- ① 今回のCSF発生に係る感染経路や発生原因の早急な解明
- ② 都道府県が行う、農場に対する飼養衛生管理の指導にバラつきが生じないように、国の指示内容を明確化
- ③ ASFも見据え、農場の施設改修・改築を対象としたハード支援を充実し、十分な予算を確保
特に、欧州のバイオセキュリティの知見も踏まえた衛生管理基準の更なる見直しを実施（二重の防護柵、更衣室・シャワー施設の設置など）し、その達成に向け、農家を高率の補助金により支援
- ④ 飼料製造業者、輸入業者及び販売業者、家畜商、家畜輸送を行う業者など畜産関係者への国による家畜防疫指導に関する法的整備

(2) 早期出荷事業のルール化

- ① 早期出荷事業について、ワクチン接種との優先順位を明確にするとともに、任意事業か強制実施かを整理したうえで、法律に位置付け
- ② 補償内容の明確化（再開の実態に即した期間設定、母豚の出産可能性への配慮など）

(3) 予防的殺処分

- ① A S F 発生時に予防的殺処分を導入する場合は、その発動要件、経営再開要件及び実態に即した補償内容などを予め法制上明確化

(4) 豚へのワクチン接種のあり方

予防的ワクチンと緊急ワクチンの再整理（ちなみに、現在の接種は予防的ワクチン）、効率的なワクチン接種体制の確立など、ワクチン接種に伴う課題への対応

- ① 野生いのししを介したまん延を防ぐためのワクチン接種については、具体的な要件（地域的な広がり、感染のスピード等）を明確化したうえで、緊急ワクチンに位置付け
- ② 野生いのししでC S F 陽性が確認された県の隣接県など広域での予防的ワクチン接種の実施
- ③ 常勤及び非常勤の家畜防疫員に限らず、指定獣医師や指示書による接種を認めるなど、ワクチン接種の担い手の対象を拡大する（防疫指針の改正）とともに、獣医師報酬に係る十分な予算を確保
- ④ 広域的に流通する種豚、子豚、精液について、生産農場及び出荷先に対し、接種豚の移動制限に伴う経営損失を補償する制度を創設

- ⑤ 風評被害対策として、ワクチン接種に伴う差別的な表示、取引拒否等に関し、関係省庁連携による流通事業者等への周知、指導を徹底
- ⑥ ワクチン接種農場での、野外感染によるCSF発生時における全頭殺処分のは非については、様々な意見があり、要検討
- ⑦ マーカーワクチンの有効性を早期に検証し、現行(非マーカー)ワクチンからの移行のは非を検討

(5) 防疫措置

- ① 同時多発のケースを想定した広域的な支援体制の運用の見直し(獣医師の確保、相互応援、電殺機等の備蓄など)
- ② 水源地付近等、埋却が困難な農場においては、飼養規模に合わせて移動式焼却炉やレンダリング装置の速やかな貸与の実施

2 野生いのしし対策の強化

(1) 捕獲の強化

野生いのしし対策の法制化と効果的な対策の前提となる生息状況や浸潤状況の調査の実施

- ① 広域感染防止のための野生いのしし対策を進めるにあたっては、国が方針と目標を設定することを法制化
- ② 担い手の確保・育成に係る経費を含め、十分な捕獲関連経費支援を確保するため、法律補助へ位置付け
- ③ 全国的ないのししの生息状況については、省庁連携のもと国が調査を行い、ウイルス浸潤状況については、死亡いのししだけでなく、捕獲サーベイランスにより確実にチェックするルールを設定

(2) 経口ワクチン投与とサーベイランス

- ① 野生いのししの清浄化判断基準の明確化
- ② 継続的な経口ワクチン投与とサーベイランスのための安定的な財源の確保を法律に位置付け
- ③ 専ら輸入に頼っている経口ワクチンを内製化するとともに、メーカーワクチンの導入についても検討
- ④ 感染いのししが確認された都道府県に隣接するなど、未発生の都道府県においても経口ワクチン投与を実施
- ⑤ 地形や気象条件等に応じ、自衛隊のヘリコプターによる経口ワクチン散布の実施

3 水際対策の強化

更なる脅威であるASFウイルスも視野に入れつつ、国内持ち込みを徹底排除するための体制の構築

- ① 近隣国と比べて最も厳しい対処とするため、違反者の入国禁止や罰則強化などの対策を強化
- ② 地方空港やクルーズ船等が寄港する港において、検疫探知犬の大幅な増頭と常時配置、入国時や国際郵便物を含む貨物の動線を踏まえた効果的な動物検疫などの防疫体制を強化
- ③ CSF等発生国に対し、畜産物等の持ち出しによるウイルスの流出防止対策について働きかけるとともに、国内向けにも、テレビなどのメディアを活用し、畜産物の違法な持ち込み禁止を多言語で普及啓発

4 農家の再開、産地の再生支援

- ① 早期出荷事業に係る奨励金、発生農場に交付される国の手当金等について、免税措置を法定化
- ② 発生農家の再開支援のための家畜防疫互助基金への国拠出金を増額
- ③ つなぎ融資のための無利子、保証料なしの国融資制度を創設
- ④ と畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少による経営環境の激変を緩和する支援措置の対象を拡大（食肉処理従事者の人件費、枝肉の集荷に係る経費など）
- ⑤ 豚や野生いのししでのCSF発生地域におけるジビエ処理施設に対し、取扱量減少による経営悪化への支援措置を創設
- ⑥ 殺処分に伴う手当金の支払いについては、概算払いを確実に実施（一部で概算払いが行われなかったケースあり）

5 適切な財源対策（別添1）と法制整備（別添2）

令和元年11月22日

全国知事会 会長
全国知事会 CSF対策プロジェクトチーム・リーダー

徳島県知事 飯泉 嘉門
岐阜県知事 古田 肇

適切な財源対策

提 言	参照項目
<p>【農場を守る対策の強化】</p> <p>○ ASFも見据え、農場の施設改修・改築を対象としたハード支援を充実し、十分な予算を確保</p> <p>特に、欧州のバイオセキュリティの知見も踏まえた衛生管理基準の更なる見直しを実施（二重の防護柵、更衣室・シャワー施設の設置など）し、その達成に向け、農家を高率の補助金により支援</p>	1 (1) ③
<p>○ 常勤及び非常勤の家畜防疫員に限らず、指定獣医師や指示書による接種を認めるなど、ワクチン接種の担い手の対象を拡大する（防疫指針の改正）とともに、獣医師報酬に係る十分な予算を確保</p>	1 (4) ③
<p>○ 広域的に流通する種豚、子豚、精液について、生産農場及び出荷先に対し、接種豚の移動制限に伴う経営損失を補償する制度を創設</p>	1 (4) ④
<p>【野生いのしし対策の強化】</p> <p>○ 担い手の確保・育成に係る経費を含め、十分な捕獲関連経費支援を確保するため、法律補助へ位置付け</p>	2 (1) ②
<p>○ 継続的な経口ワクチン投与とサーベイランスのための安定的な財源の確保を法律に位置付け</p>	2 (2) ②
<p>【農家の再開、産地の再生支援】</p> <p>○ 早期出荷事業に係る奨励金、発生農場に交付される国の手当金等について、免税措置を法定化</p>	4 ①
<p>○ 発生農家の再開支援のための家畜防疫互助基金への国拠出金を増額</p>	4 ②
<p>○ つなぎ融資のための無利子、保証料なしの国融資制度を創設</p>	4 ③
<p>○ と畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少による経営環境の激変を緩和する支援措置の対象を拡大（食肉処理従事者の人件費、枝肉の集荷に係る経費など）</p>	4 ④
<p>○ 豚や野生いのししでのCSF発生地域におけるジビエ処理施設に対し、取扱量減少による経営悪化への支援措置を創設</p>	4 ⑤
<p>○ CSF対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税を措置</p>	—

法制整備

提 言	参照項目
<p>【農場を守る対策の強化】</p> <p>○ 飼料製造業者、輸入業者及び販売業者、家畜商、家畜輸送を行う業者など畜産関係者への国による家畜防疫指導に関する法的整備</p>	1 (1) ④
<p>○ 早期出荷事業について、ワクチン接種との優先順位を明確にするとともに、任意事業か強制実施かを整理したうえで、法律に位置付け</p>	1 (2) ①
<p>○ ASF発生時に予防的殺処分を導入する場合は、その発動要件、経営再開要件及び実態に即した補償内容などを予め法制上明確化</p>	1 (3) ①
<p>○ 野生いのししを介したまん延を防ぐためのワクチン接種については、具体的な要件（地域的な広がり、感染のスピード等）を明確化したうえで、緊急ワクチンに位置付け（防疫指針）</p>	1 (4) ①
<p>【野生いのしし対策の強化】</p> <p>○ 広域感染防止のための野生いのしし対策を進めるにあたっては、国が方針と目標を設定することを法制化</p>	2 (1) ①
<p>○ 担い手の確保・育成に係る経費を含め、十分な捕獲関連経費支援を確保するため、法律補助へ位置付け</p>	2 (1) ②
<p>○ 継続的な経口ワクチン投与とサーベイランスのための安定的な財源の確保を法律に位置付け</p>	2 (2) ②
<p>【水際対策の強化】</p> <p>○ 近隣国と比べて最も厳しい対処とするため、違反者の入国禁止や罰則強化などの対策を強化</p>	3 ①
<p>【農家の再開、産地の再生支援】</p> <p>○ 早期出荷事業に係る奨励金、発生農場に交付される国の手当金等について、免税措置を法定化</p>	4 ①

知調三発第118号
令和元年12月26日

農林水産大臣 江藤 拓 様

全国知事会
CSF対策プロジェクトチーム
チームリーダー 岐阜県知事 古田 肇

家畜伝染病予防法改正の主要論点について

平素より、全国知事会の活動に関しまして、御指導を賜り感謝申し上げます。
先般、貴省の「我が国の家畜防疫のあり方についての検討会」及び自由民主党の「家畜伝染病予防法改正に関する専門検討PT」において、家畜伝染病予防法の改正を含めた今後のCSF対策についての方向性がそれぞれ取りまとめられました。

つきましては、各都道府県の意見をもとに、別添のとおり、全国知事会としての意見を取りまとめました。

今後の法制化作業や対策の充実、改善に当たり、特段のご配慮を宜しくお願い申し上げます。

家畜伝染病予防法改正の主要論点

～農水省あり方検討会の取りまとめの課題点～

全国知事会CSF対策プロジェクトチーム

1 飼養衛生管理の強化

(1) 「国の関与の強化」について

- 「野生動物が家畜の伝染性疾患に感染していることが発見された場合」の対応が後手に回ることがないように、「まん延防止」の定義を具体的に明示するとともに、発動要件、措置内容及び実施体制を予め整理し、ルール化すること。
- 農林水産大臣が都道府県知事に指示するまん延防止措置については、実施すべき措置の対象、時期、内容、方法等を具体的に示すとともに、必要な予算を確保すること。
- 飼養衛生管理基準の強化に当たっては、感染経路や発生原因の究明を踏まえて重要度を整理し、統一的に遵守すべき事項と推奨事項を整理すること。
- 「食品残さの飼料利用時の加熱基準等」については、エコフィードの取組みを農林水産省が推奨してきたこと、農家の経営に与える影響等に鑑み、基準強化にあたっては、猶予期間の設定や施設整備への支援などを講じること。
- 家畜防疫員や雇上げの民間獣医師において、まん延防止措置など国家防疫に関する業務が増大していることから、その人件費について国が財政負担を行うとともに、人材確保策の強化を図ること。

(2) 「都道府県による飼養衛生管理基準の遵守に係る指導等」について

- 都道府県が作成する「飼養衛生管理の指導に係る計画」については、一定の水準を確保する必要があることから、国においてひな形を示すこと。また、農場の立地や周辺のウイルス浸潤状況など、地域の実状や発生段階のステージに応じたものとなるようにすること。
- 「飼養衛生管理基準の遵守を徹底させるための体制整備」の具体的な内容を明確にするとともに、財政措置を講じること。

(3) 「家畜所有者による飼養衛生管理基準の遵守徹底」について

- 家畜所有者が実施すべき措置について、何をどのレベルまで行うか具体的な内容を明確に示すこと。
- 飼養衛生管理基準の強化にあたっては、一律にハイレベルな基準を適用するのではなく、農場の立地、周辺のウイルス浸潤状況、飼養規模など地域の実状や発生段階のステージに応じた推奨事項を設定するなど、生産者に過度の負担が生じないようにすること。
- 飼養衛生管理の厳格化を行う場合には、併せて、新たな基準に対応するための施設や資機材の整備、衛生管理責任者の育成等について十分な財政的支援を講じること。

2 ワクチン接種

- 野生動物を介したまん延を防止するための飼養豚へのワクチン接種については、具体的な要件（地域的な広がり、感染のスピード等）を明確化したうえで、まん延防止措置として法定受託事務に位置付けること。
- 法第6条及び第31条によるワクチン接種の実施は、いずれも家畜防疫員に限定されているが、この体制での継続的な実施は困難であることから、飼養頭数など地域の実情に応じ、都道府県がワクチンの管理を行うもとの、指定獣医師による接種など、家畜防疫員の一定の管

理下での迅速な接種を可能とすること。

- ワクチン接種のために臨時の家畜防疫員として任命する民間獣医師の報酬については、雇い上げ獣医師の手当てと同様、国が一定の費用負担を行うこと。
- 予防的ワクチンは、都道府県の意向を尊重し、隣接県にとどまらず更に周辺県など広域的に実施できるよう運用を見直すこと。

3 野生動物対策

(1) 「野生動物対策の法定化」について

- 食品残さや捕獲いのししの不適正な処理などにより、野生いのししが感染しないためのバイオセキュリティ強化を図ること。
- 経口ワクチンの空中散布に当たっては、国が一定の条件の下で、対象地域を設定し、法的根拠をもって実施できるようにすること。

(2) 「周辺農場に対する病原体拡散防止対策の強化」について

- 周辺農場に対する移動制限等について、根拠ある範囲設定の考え方を明確にすること。また、移動制限等の指示が行われる前の移動自粛に伴う経済的損失についても補償を制度化すること。
- 野生動物対策については、県境を越えた対策となるため、国が主導的に実施すること。また、環境省や厚生労働省など関係省庁の責務や市町村の役割についても明確にすること。
 - ・ 捕獲個体を焼却等により適切に処理できるよう、国が体制の整備を行うことを法に位置付けるとともに、財政措置を行うこと。
 - ・ 国が捕獲従事者や狩猟者に求めている消毒等に要する経費についても、十分な予算額を確保すること。

(3) 「関連施設・事業者による病原体拡散防止対策の強化」について

- 関連施設・事業者の病原体拡散防止の強化については、対象の範囲、

遵守事項の内容を明確にするとともに、財政的支援を行うこと。また、平時からの消毒等の措置についても法に位置付けること。

- 関連事業者による病原体拡散防止の責務の明確化に併せ、発生時の移動制限等に伴う関連事業者の経済的損失についても補償を制度化すること。

4 予防的殺処分

- 予防的殺処分の実施にあたっては、将来の再開に向けた十分な補償、支援策を制度化すること。同様に、養豚産地として必要なと畜・流通の機能を維持・確保するため、関連事業者に対する激変緩和措置等の支援策を制度化すること。また、これらの内容を予め明示すること。
- ASFを予防的殺処分の対象とした場合の発動基準について、野生いのししで感染が確認された場合にあっては、農場での発生と同様の考え方（対象範囲等）で発動するのか、慎重に検討すること。
- 野生いのししにウイルスが存在する状況にあつて、やむなく廃業に至る生産者に対しては、廃業補償（施設機械の残存価値相当額、逸失利益、畜舎等の解体経費など）を国が負担すること。
- 予防的殺処分の法制化を先行する場合においては、予め実施の要件、補償内容等を示し、関係者の合意形成を図ること。また、法制化前のASF発生に備え、緊急的な自衛的予防殺を行う場合においても、同様に対応すること。

5 輸出入検疫

- 家畜防疫官の権限強化や検疫探知犬の増頭にとどまらず、入国者の携帯品検査やX線検査も義務化するなど入国者の手荷物や国際郵便物等を確実にチェックするとともに、地方空港やクルーズ船等が寄港する港において検疫探知犬の大幅な増頭と常時配置を行い、違法畜産物の持ち込みを確実に摘発できる体制を整備すること。

- そもそも違法畜産物を持ってこさせないことを第一に、そのための対策を更に強化すること。
 - ・ アナウンス効果を発揮するような罰則の更なる強化と厳格な適用
 - ・ 入国禁止措置など、他法令も含め、違法畜産物の持ち込みに対して抑止力の働く措置の強化

6 その他

- 防疫措置に伴う埋却地については、その準備に係る努力義務が都道府県の自治事務として位置付けられているが、CSFの発生が拡大している中、焼却場所やレンダリング場所も含め、その確保に係る国、都道府県、市町村の役割分担を明確にすること。

- 市町村の役割を明確化するとともに、応分の財政的支援を行うこと。

ASFに関する特定家畜伝染病防疫指針の 全部変更（案）に対する意見について

岐阜県農政部

先に照会のあった標記防疫指針の全部変更（案）に対する当県の意見は、下記1のとおりです。

また、関連して、ASFの予防的殺処分の運用にあたり、明確にすべき点は下記2のとおりですので、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 全部変更（案）に対する意見 別紙のとおり。

2 ASFの予防的殺処分の運用にあたり、明確にすべき点 (1) 対象となる地域及び家畜の指定について

- 家伝法改正案において、野生動物のASF感染が発見された場合、「周辺における当該動物の生息状況」、「ASFの病原体の拡散状況」、「家畜の飼養衛生管理の状況」等を考慮して、農林水産大臣が、対象の地域及び家畜が指定されることとされており、その指定にあたっては、都道府県知事の意見を聞くこととされているが、どのような基準に従って指定の適否を判断するのか、予め明確にすべき。

- 家伝法改正案において、対象の地域及び家畜の指定は、家伝法第3章のまん延防止措置並びに「家畜等の移動の制限、消毒、通行の

制限等の措置」、「飼養衛生管理の遵守に係る勧告及び命令」を講じてもASFのまん延防止が困難な場合に行われることとされているが、どのような基準に従って判断するのか、予め明確にすべき。

- 野生動物のASF感染が発見され、予防的殺処分が行われた後、指定地域の解除、経営再開（豚再導入）の可否は、どのような基準で判断するのか、予め明確にすべき。

（2）予防的殺処分の実施体制について

- 同時に多数の農場が殺処分の対象となった場合、一つの都道府県だけで対応できないケースもありうる。農林水産省、自衛隊、他県の応援体制について、予め対応を検討すべき。

（3）まん延防止のための勧告・命令について

- 家伝法改正案において、所有者が飼養衛生管理基準を遵守しておらず、直ちに改善しなければ、まん延する可能性が高いと認める場合に、知事が勧告・命令を行うこととされているが、どのような基準で判断するのか、予め明確にすべき。

（4）野生いのししの調査について

- 発生前に行うこととされている野生いのししのウイルス感染の有無の調査の強化・徹底にあたっては、検査マニュアルを別途示すなど、県・市町村が行うべき対応を明確化すべき。

（5）通行の制限又は遮断について

- 野生いのししにおいて陽性が確認された場合の通行の制限又は遮断については、国民生活への影響も大きいことから、予め国においてその必要性等を周知すべき。

(6) 対象農家等への補償について

- 予防的殺処分の実施にあたっては、将来の再開に向けた十分な補償、支援等を制度化すべき。特に、野生いのししにおけるASF感染が終息しない場合、長期間に渡り経営再開できないことが想定されるため、互助制度を含め、経営休止期間を考慮した補償内容となるよう、国が主導して対応すべき。
- 同様に、やむなく廃業に至る場合には、廃業補償（施設機械の残存価値相当額、逸失利益、畜舎等の解体経費など）を国が負担すべき。
- 予防的殺処分実施後の経営再開に向けた埋却地確保や地元住民への説明会に対しても支援策を講じるべき。
- 養豚産地として必要なと畜・流通の機能を維持・確保するため、関連事業者に対する激変緩和措置等の支援策を講じるべき。

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更(案)に対する意見

	都道府県名	該当箇所		意見
		ページ	項目	
1	岐阜県	9	第2-2の2の(1)	防疫作業従事者のリストアップについては、防疫資材や死亡豚等の運搬も重要であるため、小型特殊自動車(フォークリフト等)の操作有資格者を加える方が良いと考える。
2	岐阜県	10	第2-2の(3)	市町村の役割を明確化される法改正に合わせて、集合場所の確保、仮設テント等の資材借用、人員輸送用マイクロバスの確保、運転手の確保等、市町村の協力事例を指針に盛り込んでどうか。
3	岐阜県	19	第4の5(2)	陽性判定時は、3Km以内の農場へ立入りが求められているため、『立入準備』についても追記したほうがよい。
4	岐阜県	22	第5の2(2)④	疑似患畜の判定にあたり、適切なシャワーイン等の厳格なリスク管理を行っている農場にあっては、HPAIの対応と同様に、飼養管理の協議の上対象外とできることとされたい。
5	岐阜県	22	第5の2(2)⑦	患畜または疑似患畜の精液を注入した豚がいた場合、対象豚のみ殺処分とし、同居豚については経過観察とする扱いとされたい。
6	岐阜県	28 89	第7の1(3) 別紙3	周囲1kmの農場消毒については防疫員の指示または指導により、担当市町村や農協等の協力を得ながら、一義的には当該農場が実施することとし、当該農場が実施しない場合に都道府県が行うことができることとしてはどうか。また別紙3の防疫スケジュールにもその旨追記してはどうか。
7	岐阜県	30	第7の2の(2)の⑦	運搬車両の台数が増えると、同行する家畜防疫員等の職員や同行用の車両が不足し埋却作業の支障になる。県が運搬経路を把握し運搬車両の運転手に周知徹底することを条件に、この要件を緩和されたい。
8	岐阜県	32	第7の4	消毒は患畜等の所有者が実施すべきであることは法に記載されているところであるが、指針においても、家畜防疫員指導の下所有者が行う等と明記されたい。
9	岐阜県	35	第9の1の(1)	「移動制限」の名称と定義について、「搬出制限」に対して、区域内の搬入・搬出・通過を原則禁止することと理解しているが、一般職員でも理解できるように、定義を注釈などで追記してはどうか。
10	岐阜県	35 59	第9の1の(1)、(2) 第17の2	飼育豚の場合は移動制限3km、搬出制限10kmに対し、野生いのししは移動制限10kmとされているが、重複した場合、より厳しい制限での対応をとることよいか。
11	岐阜県	36	第9の1の(1)の①	関連農場については制限区域を設けないという考えでよいか。そうであれば(3)でと畜場等を中心とした制限区域を設ける理由を明確にされたい。
12	岐阜県	53	第13	予防的殺処分について、陽性の野生いのししの確保地点を中心とした範囲についても対象とされていることから、同様の内容を、第2節においても記載するか、第13以降に基づくこととする旨を明記すべき。
13	岐阜県	53	第13の2	誤 …(1)で設定した… 正 …(2)で設定した…
14	岐阜県	53	第13の4の(2)	誤 …第6の1… 正 …第7の1…
15	岐阜県	53	第13の4の(2)	予防的殺処分については、第7の1に規定すると殺に準じて行うこととされているが、同様に第7の2から5に規定されている埋却等についても明確に規定されたい。
16	岐阜県	53	第13の4の(2)	予防的殺処分を行った農場については、汚染物品としての扱い(例えば浄化槽の封じ込めの作業)は不要との理解でよいか。
17	岐阜県	56	第15	モニター豚という呼称は、HPAIのモニター鶏とは意味合いが異なることから、呼称を変更してはどうか。
18	岐阜県	75	第24の1の(2)、3	制限区域内を中心に、立入検査、飼養衛生管理の状況確認を行うとあるが、半径3kmあるいは、半径10km等の範囲を明記されたい。
19	岐阜県	8	留意事項2	食品残さの加熱処理方法について、飼養衛生管理基準の改正に伴い条件が変更されると思われる。今後の農家指導の際に混乱を招くことがないよう、法改正に合わせて速やかに指針を改正されたい。

20	岐阜県	12	留意事項9	野生いのししの運搬について、「直接家畜保健衛生所に搬入する場合にあつては」の記載は、検査のため家保へ搬入する場合のみに車両から汚染物が露出しない措置をすればよいと誤解される。 野生いのししの運搬については、全てにおいて飛散防止のために「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」【留意事項58】に基づく措置を講ずるよう指導する旨、記載してはどうか。
21	岐阜県	38	留意事項34	肥育豚で検査を行う場合、採血痕による価値の低下を補償の対象とされたい。
22	岐阜県	49	留意事項41の2	(1)と(2)を使い分け、適用されるケースが異なることを明確にされたい。
23	岐阜県	76	留意事項58	重複(留意事項58が2つある)。
24	岐阜県	全体	体裁	複数のページを合わせて読まないと読み解けない場合が多いため、ページ下欄外に、第●節第●●などと、当該ページの項目番号を表示していただけると読みやすいと考える。

CSF・ASF対策の課題と今後の対策について

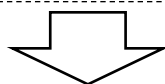
I 総論

【これまでの取組み】

- 一昨年の発生以来、防疫資材の配布、国等との立ち入り検査等による農場の飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るとともに、ハード整備支援を行うなど、農場を守る対策を実施。
- ウイルスを媒介する野生いのしし対策として、拡散防止のための約150kmの防護柵等を設置するとともに、経口ワクチン散布や市町村と連携した年間1万5千頭を目標とした捕獲を実施。

【課題】

- 県内農場は、豚へのワクチン接種により小康を得ているところであるが、今後、飼養衛生管理基準の改正に対応するとともに、東アジア等で猛威を振るっているASFにも備え、更なる飼養衛生管理の向上を図る必要がある。
- 併せて、農家の経営再開の支援を更に充実し、産地の再生を加速する必要がある。
- 野生いのしし感染が広域化していることから、国、他県と連携し、経口ワクチン散布による抗体付与（当面60%目標）と生息密度低減を図る捕獲を両輪として、息長く取り組む必要がある。



【今後の対策の方向性】

- ASFにも備え、飼養衛生管理レベルの更なる向上を図るとともに、業界と一層の連携により、農家の経営再開、産地の再生を加速。
- 生息数や浸潤状況のデータに基づく捕獲計画策定やICT罫の活用等による捕獲の強化と経口ワクチン散布を両輪として、野生いのしし対策を推進。

農場を守る対策・養豚業再生支援

- ・ 「CSF対策・養豚業再生支援センター（仮称）」を設置し、発生農家の再開に向けたきめ細かな支援を実施。
- ・ 国の新基準や県が策定する推奨基準に則った施設整備への補助制度を創設。
- ・ 検査体制強化のため、飛騨家畜保健衛生所の移転整備、獣医師の育成・確保を推進。

野生いのしし対策

- ・ 地域別の捕獲計画の作成、捕獲の担い手育成・確保、ICTを活用した罫等による捕獲強化を実施。
- ・ 歯列による簡便な年齢判定方法の確立、ヘリコプター等による効率的な経口ワクチン散布の実証などを実施。
- ・ 捕獲データの分析、海外の先進事例調査、大学連携による学術交流会など調査・研究を実施。

Ⅱ 各論

1. 農場を守る対策

現状と課題

(1) 防疫対策

- ・昨年10月、県内全農場において豚へのワクチン接種が開始されたが、抗体を維持するため、継続的なワクチン接種と確認検査が必要である。
- ・ウイルス感染した野生いのししが常在し、他県農場においてCSFが断続的に発生するなど、農場へのウイルスの侵入リスクは常に高い状況にある。
- ・より致死率が高くワクチンの存在しないASFが東アジアを含め世界各地で猛威を振るっており、いつ国内で発生へしてもおかしくない状況である。
- ・各農場は、これまでも、防疫資機材の導入や施設整備を実施しているが、近く改正される飼養衛生管理基準やASFにも備えた施設整備が必要となる。
- ・現在、国が飼養衛生管理基準の見直しを進めているが、本県の意見が反映されていない部分もあるため、欧州の知見も踏まえた県独自の基準の設置を検討する必要がある。
- ・飼養衛生管理基準をはじめとしたCSF侵入防止対策の注意事項を記載したポスター、リーフレットを作成中。今年度末を目途に農家へ配布予定である。

(2) 検査体制

- ・中央家畜保健衛生所において豚の検査を実施し、病性鑑定分室においていのししの検査を実施することで、交差汚染の危険性を排除している。
- ・中央家畜保健衛生所に検査が集中しており、各発生地域から検体を同所まで搬入しなければならず、検査に時間を要している。

当面の対策

(1) 防疫対策の強化

○CSFワクチン接種の実施

- ・予防的ワクチン接種及びモニタリング検査を継続実施。
年間ワクチン接種頭数：種豚 8,100 頭、肥育豚 154,900 頭、計 163,000 頭
年間モニタリング頭数：2,000 頭（初回接種 4 週間経過後、その後 6 カ月毎）
※R2 は 5 月、11 月に実施見込み

○バイオセキュリティ向上のための施設整備に対する支援

- ・国の飼養衛生管理基準の改正と、県独自に作成するASFにも備えた施設整備等に係る推奨基準に則った施設整備に対する補助制度を創設。

○埋却地の管理及び確保

- ・埋却地の適正管理及び候補地のボーリング調査等を実施。

(2) 検査体制の強化

○飛騨家畜保健衛生所の再整備

- ・緊急性の高い病性鑑定機能を備えた施設を、新たに単独庁舎として整備。

第1期〔事務・検査棟、解剖・焼却棟〕

R2年度：用地取得、着工（12月）

R3年度：完成（3月）

R4年度：運用開始

※この他、第2期工事として、車庫・倉庫の整備を予定

○リアルタイムPCRの導入促進

- ・抗原検査（PCR）や抗体検査（ELISA）にリアルタイムPCRを導入するよう国に要請するなど、より効果的な検査方法の導入を促進。

※現在、6県において実証実験を実施中。

中長期的な対策

○県内どの地域で発生しても迅速に対応可能な検査体制を構築

- ・飛騨家保整備のほか、交通に優れた地点に防疫資材等の備蓄拠点となる家保を整備

○立入検査を実施した情報を共有できるデータベース構築するなどし、効果的・効率的な検査体制を確立。

2. 県内養豚業の再生支援

現状と課題

(1) 農場の再開

- ・農場の再開状況は下表のとおりであり、農場再開に向けて支援の強化が必要。

経営再開	再導入中	導入予定		未定	廃業	合計
		R1年度	R2年度			
1	4	2	6	4	3	20

【再開支援事業（R1.11月開始）の主な活用状況】

- ・資料パイプライン部品交換（発生1農場）
- ・浄化槽等修繕（発生1農場）
- ・消毒資材購入（発生1農場、非発生4農場）
- ・車両消毒ゲート整備（発生1農場）
- ・従業員用シャワー室整備（発生1農場）
- ・パスボックス整備（発生1農場）
- ・飲用水消毒設備整備（非発生1農場）

(2) 風評被害、ブランド豚の現状

- ・流通事業者への周知・指導を国に要請するとともに、県内最大手の食料品販売事業者や大手流通団体に対し、不適切な表示を行わないよう求めてきた。
- ・これまでのところ、市場価格を含めて大きな影響は出ていないことから、状況を注視しつつ、県産豚肉の販売促進PRに力を入れている。
- ・ポーノブラウンについては、昨年7月に、海津市内の施設に種豚（5頭）を緊急避難させた。
- ・農場保有の種豚でブランド豚生産の再開や準備が進められているが、種豚の寿命は3年程度と短いため、ポーノブラウンを早期に再造成する必要がある。

当面の対策

(1) 農場の再開支援等

○「CSF対策・養豚業再生支援センター（仮称）」の設置

- ・発生農家の実情に応じた経営再開に関する各種支援のきめ細かなコーディネートなど、ワンストップで支援を行う拠点を設置。

＜センターの主な業務＞

- ・ 県独自の推奨基準に沿った施設整備の補助を実施
- ・ 飼養衛生管理の手引き（施設事例集、管理マニュアル）の作成
- ・ 生産者、業界団体等が参加する「地域防疫を考える会」の開催
- ・ 経営再開支援相談窓口の設置（各種支援制度のあっせん等） など

○経営再開、飼養衛生管理向上に対する支援

- ・ 豚導入時の運搬に係る掛かり増し経費、消毒資材の整備など、農家の再開や産地の再生に向けた取組みに対して補助。

○農場再開時の獣医師による審査

- ・ 農場に豚を導入する際の民間専門獣医師による農場審査等を実施。

○発生農家に対する利子補給・保証料補助

- ・ 国の手当金等交付までのつなぎ資金の利子補給及び保証料補助を実施。
- ・ 国の制度資金（運転資金）の利子補給を実施。

○と畜・食肉流通など関連事業者への支援【ALIC事業】

- ・ 枝肉調達に係る掛かり増し、と畜場の固定経費相当分への支援、と畜場のバイオセキュリティ向上支援、利子補給(1/2)・保証料補助等を実施。

○と畜・食肉流通など関連事業者への利子補給

- ・ 上記ALIC事業の利子の事業者負担分(1/2)を県単にて支援。

(2) 消費拡大支援、ブランド豚の生産支援

○県産豚肉の販売促進

- ・ 県アンテナショップ「ギフツプレミアム」、農業フェスティバル等イベント、商業施設でのPRを実施。
- ・ 畜産関係団体が実施するPRの取組みを支援。

○ブランド豚を支える「ポーノブラウン」の再造成

- ・ 畜産研究所再編整備を進める中、種豚再造成に早期着手するため分娩から肥育まで一貫管理が可能な小規模豚舎を整備(R2完成、R3運用開始)。
- ・ 緊急措置として、他県民間種豚場と連携し、種豚育成と精液供給を実施。

中長期的な対策

- 畜産研究所に大規模豚舎を整備し、種豚の再造成を段階的に進めることで、県内養豚業者に種豚を安定的に供給できる体制を再構築。

3. 野生いのしし対策

現状と課題

(1) 野生いのししの捕獲

- ・ 1万5千頭の捕獲を目標（調査捕獲 2,700 頭、市町村の実施する有害捕獲 9,000 頭、狩猟に代わる広域捕獲 3,300 頭）に、捕獲強化に努めてきた。

※従事者の確保状況

調査捕獲 168名（H31.4）→332名（R1.10～）

広域捕獲 約1,800名

- ・ 県全体の捕獲頭数は、12月末現在で4,884頭と目標の1/3程度。

（捕獲の状況）

	調査捕獲	有害捕獲	広域捕獲	計
捕獲目標頭数	2,700 頭	9,000 頭	3,300 頭	15,000 頭
捕獲実績(12 末現在)	1,272 頭	3,366 頭	246 頭	4,884 頭
進捗率	47%	37%	7%	33%

- ・ 例年に比べて、見かける数が少ない、農作物被害が少ないという関係者の声が多くあり、CSFの影響で生息数自体が減っている可能性もある。

※ベイズ法による生息数推定調査（中央値、H31.3 現在）：約 16,000 頭

- ・ CSFの終息に向け捕獲を継続する必要があることから、長期化を視野に、捕獲従事者の育成・確保、効率的な捕獲手法の確立が必要である。

(2) 野生いのししへの経口ワクチン散布

- ・ いのししの陽性個体は、県全域で発見され、現在まで継続して出現している。

- ・ これまでに、3期5回（H31.3月、R1.5月、7月、8月、12月）にわたって経口ワクチンの野外散布を実施した。

- ・ サーベイランスの結果は、徐々に抗体付与率が上昇し、特に、昨年10月後半以降、CSFの拡散を抑える目安とされる40%を超えている。

- ・ ヘリコプターによる散布については、国が、昨年11月に群馬県で実証検証を行った。また、12月には栃木県での実証散布を行った。

- ・ 空中散布については、人が入れない森林地帯が多い本県においても、野生いのししへの抗体付与を高めるための有効な手法の一つといえる。

- ・ 昨年8月の海外調査で「サーベイランスのため、生後4～10か月の幼生個体を優先捕獲・検査するよう」助言あり。年齢判別手法の確立が必要。

当面の対策

(1) 野生いのしし捕獲の強化

○地域別捕獲計画の作成

- ・地域別生息数を調査し、対策の効果検証を行い地域別の捕獲計画を作成。

○調査捕獲、有害捕獲支援、広域捕獲の実施

- ・調査捕獲の従事者増、捕獲エリア見直しなどによる捕獲強化、市町村の有害捕獲への継続支援、県猟友会員主体の広域捕獲の実施支援。

○ICTを活用した効率的な捕獲の推進

- ・捕獲通知システムの調査捕獲従事者への配布や囲い罠の檻遠隔操作システムの県内2カ所への導入により、捕獲を支援。

○捕獲の担い手の育成・確保

- ・罠等の捕獲技術指導研修会に加え、新たに狩猟者交流促進セミナーを開催。

(2) 効果的、効率的な野生いのししへの経口ワクチン散布

○経口ワクチンの散布【ALIC事業】

- ・経口ワクチンの散布・回収及び購入・保管等。(春夏冬の3期6回)

○歯列による簡便な年齢判定手法の確立

- ・幼生個体のサーベイランスに向け、歯列による年齢判定方法を確立。
※①4カ月未満、②4カ月～12カ月未満、③1歳～2歳未満、④2歳以上

○経口ワクチンの効果的な散布方法の検討

- ・ヘリコプター等を活用した森林地帯への経口ワクチン散布を実証。

(3) その他

○総合的なCSF・ASF対策の調査・研究

- ・野生いのししのCSFウイルス浸潤状況の把握及び分析を実施。
- ・対策の先進事例調査や大学連携による学術交流会を実施。

中長期的な対策

○いのししの検査結果、罠や捕獲いのししの位置情報、サーベイランス結果をデータベース化。

○蓄積したデータの分析により、効果的・効率的な野生いのしし対策を実施。

○狩猟者確保や技術向上のため、銃猟や罠技術の実地指導研修会等を開催。

4. 人材育成

現状と課題

- ・複雑かつ専門的である抗原検査（PCR、FA）を実施するスキルを持った獣医師が不足している。
- ・獣医師の経験不足等により、農家への指導力が低下している。
- ・大学や業界と連携して、産・学・官一体となった獣医師の確保・育成を図っていく必要がある。
- ・CSFの発生により、農業大学校の養豚専攻への学生受け入れを休止している。
- ・農場の再開時に、即戦力となる人材を提供できるよう、養豚の知識を有し適切な飼養衛生管理ができる人材を農業大学校で育成する必要がある。

当面の対策

○人材の育成

- ・家畜保健衛生所の獣医師の技術向上のため、大学へ派遣するとともに、学術交流会への参加を促進。

○人材の確保

- ・県内で産業動物獣医師や県職員獣医師を希望する学生に修学資金を貸与。

中長期的な対策

- 部局間交流、専門研修、学会参加等を積極的に行い、幅広い知識と能力を備えた獣医師を育成。
- 岐阜大学、県獣医師会などと連携し、産・学・官一体となった獣医師の確保・育成の仕組みを構築。
- 農業大学校の畜産エリアを整備し、飼養衛生管理を強化した施設で学生が実習を行うことにより、県内畜産業を支える人材を育成。

CSF に対するこれまでの主な対応

1 農場を守る対策

- 平成30年 9月 岐阜県でCSF発生（国内26年、県内36年ぶり）
- 平成30年 9月～検査体制の強化
- ① 報告徴求の結果に基づく立入検査
 - ② 出荷豚のPCR検査、飼養豚のモニタリング検査
 - ③ 農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の強化
- 飼養衛生管理の強化を実施
- ① 防疫資材（消石灰、防護服等）の配布・貸与
 - ② 電気柵の貸与、ワイヤーメッシュ柵設置経費の補助 等
- 平成31年 4月 国から早期出荷事業の提案
- 令和 元年 8月 早期出荷事業開始（早期出荷3農場、施設整備1農場）
- 令和 元年 8月 強い畜産構造改革支援事業（県単）の拡充（102,175千円を専決）
- 令和 元年 8月 欧州（ドイツ、リトアニア）先進事例の調査
- 令和 元年 9月 CSF対策に関する8県合同緊急要望を実施（20日）
農水大臣がワクチン接種に向けて防疫指針の見直しを表明
- 令和 元年 9月 24施設目でCSFが発生（以降、発生なし）
- 令和 元年10月 予防的ワクチン接種に係る知事命令を告示（18日）
- 令和 元年10月 農場等でワクチンの初回一斉接種（25・26日、19施設39,888頭）
※これまでの接種実績：59,703頭（令和2年1月23日現在）
- 令和 元年11月 全国知事会にCSF対策PTを設置、農林水産大臣に提言を実施
- 令和 2年 1月 と畜場疾病まん延防止緊急対策（中濃ミート事業協同組合）に着手

2 養豚業再生支援

- 平成31年 3月 CSF発生農家等に対する資金支援事業を創設（25日）
- 令和 元年 7月 ボーノブラウン（種豚5頭）を緊急避難
- 令和 元年10月 農業フェスティバルにおいて、豚肉のPRを実施（26日、27日）
- 令和 元年11月 養豚業再生に向けた支援策の立ち上げ
- ① 発生農家の再開に向けた取組支援（ソフト）
 - ② 農場のバイオセキュリティ強化支援（ハード）
 - ③ 県産豚肉の消費拡大（風評被害対策）
 - ④ 再開支援に関するワンストップ窓口の設置
 - ⑤ 初回ワクチン接種手数料等の免除

3 野生いのしし対策

(1) 浸潤状況調査及び捕獲の強化

- 平成30年 9月 岐阜市で発見された死亡いのししでCSFの感染を確認
浸潤状況を把握するための調査捕獲、PCR検査開始
- 平成30年10月 岐阜市等にて拡散防止柵及び緩衝帯等を整備（約5km）
- 平成30年11月 木曽川を越えた可児市の捕獲いのししでCSF陽性を確認
可児市等にて拡散防止柵や緩衝帯等を整備（約2km）
17市町にて指定猟法禁止区域を設定し銃・罠による狩猟を制限
- 平成30年12月 大規模な拡散防止柵等を設置（H31.3までに、約144km設置）
- 平成31年 4月 市町村による有害捕獲への支援強化
（捕獲報奨金の引き上げ：7,000円/頭 → 15,000円/頭）
- 令和 元年 7月 経口ワクチン散布地域を中心に県内全域で調査捕獲を展開
- 令和 元年 9月 県内生息域とされる34市町村すべてで陽性個体を確認
- 令和 元年11月 広域捕獲の開始（15日～）
全域を指定猟法禁止区域に設定し、県猟友会員に限定して実施

(2) 経口ワクチン散布及びサーベイランスの継続実施

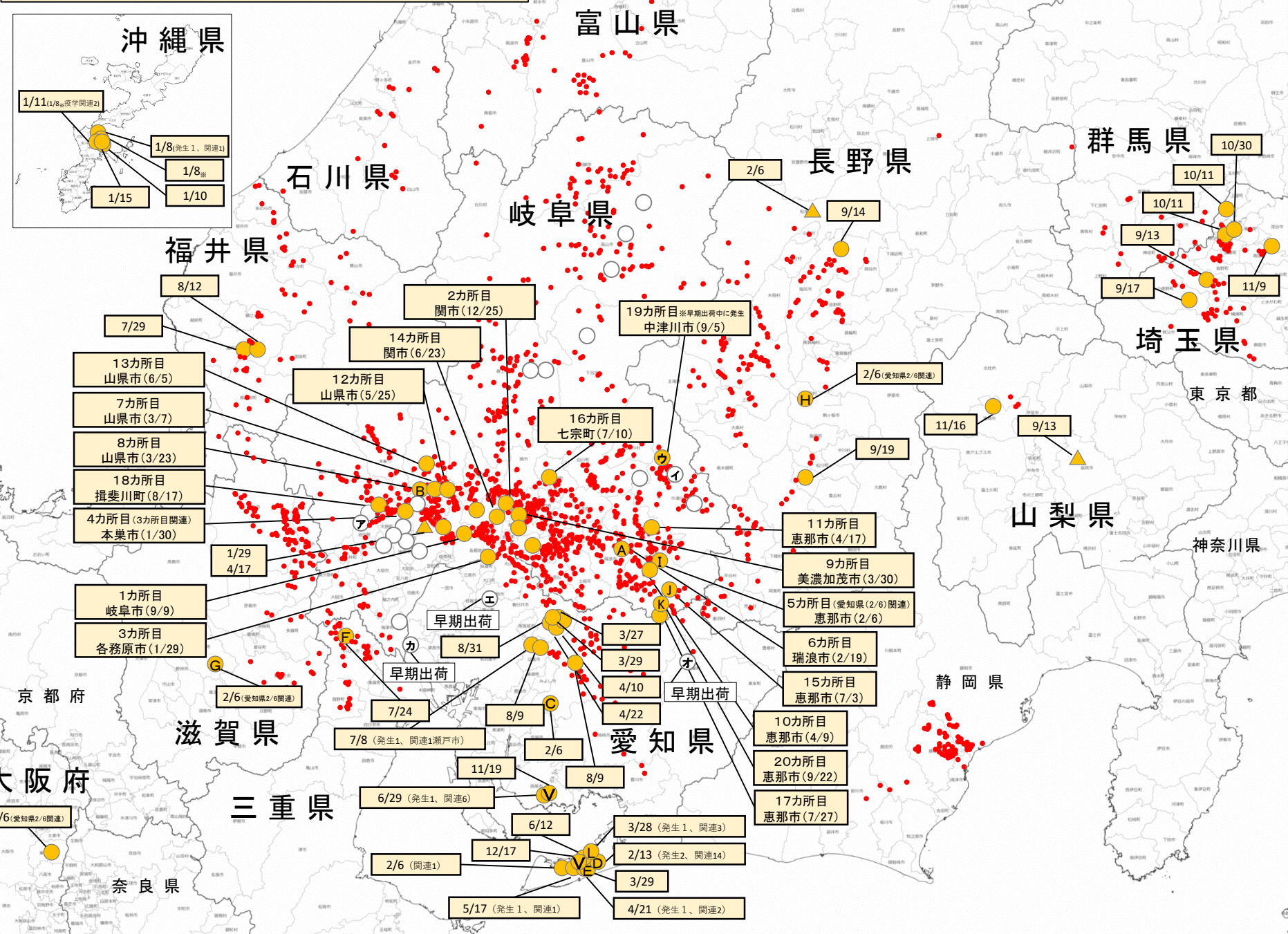
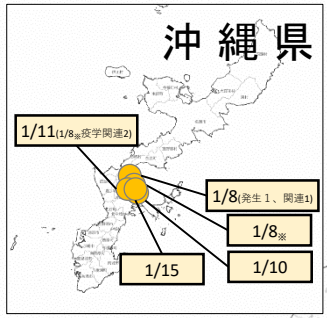
- 平成31年 2月 国が野生イノシシへの経口ワクチンの野外散布の方針を決定
- 平成31年 3月 「県経口ワクチン野外散布実施計画」を決定（7日）
県経口ワクチン対策協議会を設立
- 平成31年 3月 第1期1回目の経口ワクチン散布（24～29日）
※これまでに計5回のワクチン散布
経口ワクチンのサーベイランス実施状況
直近半月間（1月1～15日）の抗体付与率：37.8%

(3) 一般向け対策の強化

- 平成30年12月 遊歩道の入口に消毒剤を設置（東海自然歩道10カ所）
※R1.11現在：24カ所（自然歩道5、市町等管理遊歩道19）
- 平成31年 2月 遊歩道の入口に石灰帯を設置（東海自然歩道10カ所）
※R1.11現在：72カ所（自然歩道27、市町等管理遊歩道45）
- 令和 元年11月 食べ残し残渣適正処理啓発看板の設置
※登山道、キャンプ場、都市公園など158カ所

CSFの発生状況

【1月30日17:00現在】



- 未発生養豚施設 (岐阜県のみ) 18施設
- 発生施設・疫学関連施設 (業ではない施設も含む)
 - 岐阜県 24施設
 - 愛知県 47施設
 - 沖縄県 7施設
 - 埼玉県 6施設
 - 長野県 4施設
 - 福井県 2施設
 - 滋賀県 1施設
 - 大阪府 1施設
 - 三重県 1施設
 - 山梨県 1施設
- ▲ と畜場
 - 岐阜県 1施設
 - 長野県 1施設
 - 山梨県 1施設
- 陽性のしし発生箇所
 - 岐阜県 1, 152頭(1/30)
 - 長野県 164頭(1/30)
 - 滋賀県 116頭(1/30)
 - 愛知県 112頭(1/30)
 - 静岡県 72頭(1/30)
 - 埼玉県 57頭(1/30)
 - 福井県 49頭(1/30)
 - 富山県 36頭(1/30)
 - 三重県 34頭(1/30)
 - 群馬県 18頭(1/30)
 - 石川県 17頭(1/30)
 - 山梨県 3頭(1/30)

- 再開に向け再導入した農場
- 岐阜県 A B I J K
 - 愛知県 C D E L
 - 長野県 H
 - 滋賀県 G
 - 三重県 F
- 早期出荷事業実施農場
- 岐阜県 ア イ ウ
 - 愛知県 エ オ カ
- ワクチン接種後に発生した農場
- 愛知県 V V

「我が国の家畜防疫のあり方について(中間取りまとめ)」概要

(令和元年 12 月 6 日 我が国の家畜防疫のあり方についての検討会)

1 飼養衛生管理のあり方について
(1) 家畜の所有者による飼養衛生管理の徹底 家畜の所有者の責務を明確化、農場毎に飼養衛生管理の責任者を設置、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者や報告違反者に対する罰則を強化
(2) 都道府県による飼養衛生管理の指導強化 都道府県の責務を明確化、都道府県知事が指導計画を策定し家畜の所有者を計画的に指導、都道府県が指導等を行う場合の方針の提示や手続の明確化
(3) まん延防止事務等に対する国の関与の強化 国の責務を明確化、悪性伝染性疾患のまん延防止のため都道府県知事が緊急に行う勧告・命令に対して必要に応じ国が指示、都道府県の措置の状況等を国が積極的に公表
(4) 飼養衛生管理基準の見直しと分かりやすい周知 適切で実効性のある基準の改正、目で見て分かる効果的な資料等の作成・周知
(5) 飼養衛生管理基準の遵守のための体制整備 獣医学生を対象とした家畜防疫員への就業支援、民間獣医師を含めた家畜防疫員の積極確保、地域一体となった取組の重要性を明確化、ICT等を活用した効率的な指導
2 野生動物対策のあり方について
(1) 能動的な野生動物対策の確立 病原体の浸潤状況の把握のための検体確保、病原体の拡散防止のための経口ワクチン散布等を法に位置付け、安定的に実施
(2) 周辺農場に対する病原体拡散防止策の強化 野生動物における悪性伝染性疾患の感染が発見された場合に、周辺農場に対し、家畜の移動制限等の病原体拡散防止策を行うことができるよう措置
(3) 関連施設・事業者による病原体拡散防止策の強化 と畜場等の関連施設や複数の農場に出入りする関係事業者の車両等について、消毒等の病原体拡散防止策を行うことができるよう措置
(4) 野生いのししの捕獲の強化 関係省庁や地方自治体と連携し、計画的・戦略的に捕獲を強化
(5) 関係者・関係機関との連携による体制整備と周知 関係省庁、都道府県の家保と関係部局、市町村、猟友会等の連携体制を整備、野生動物における悪性伝染性疾患の感染を発見する前からの予防的な対策の実施
3 予防的殺処分を含むまん延防止措置のあり方について
(1) 予防的殺処分の対象疾病へのASFの追加 我が国への侵入の脅威が高く、有効なワクチンが存在しないASFを対象に追加
(2) 予防的殺処分を含むまん延防止措置の発動基準、手続等の明確化 発動基準等の明確化による迅速・適切な執行、農家への情報提供による理解の向上
(3) 防疫演習の実施等円滑な執行のための体制整備 関係者の役割分担の明確化、具体的な行動マニュアル、臨場感のある防疫演習
4 輸出入検査のあり方について
(1) 家畜防疫官の権限の強化 入国者の携帯品中の肉製品等の有無に関する質問・検査権限等を家畜防疫官に付与
(2) 輸出入検査違反に係る罰則の強化 輸出入検査に係る規定に違反して肉製品等を持ち込んだ者等に対する罰則を強化
(3) 違反畜産物等を持ってこさせないための対策の強化 海外の海空港等での肉製品の持込防止など我が国の動物検査制度の周知広報を強化
(4) 関係機関との連携強化と動物検査所の体制整備 動物検査所と税関等との緊密な連携、動物検査所の家畜防疫官・検査探知犬の確保

※ なお、本取りまとめの構成は、家畜伝染病予防法の章の構成に準じたものとした。

概要

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（議員立法）について

一 豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更

「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱（ぶたねっ）」及び「アフリカ豚熱（ぶたねっ）」に変更すること。

（第2条第1項等関係）

二 アフリカ豚熱に係る予防的殺処分等

当分の間の措置として、次の1から4までの事項に関する規定を整備すること。

1 アフリカ豚熱について、家畜の予防的殺処分の対象とすること。

（制定附則第5条第1項関係）

2 1のアフリカ豚熱に係る家畜の予防的殺処分について、家畜がアフリカ豚熱の患畜等となったことが発見された場合だけでなく、家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合においても措置を講ずることができるようにすること。（制定附則第5条第1項関係）

3 1のアフリカ豚熱に係る家畜の予防的殺処分について、家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合における指定地域及び指定家畜の指定は、周辺における当該動物の生息状況、アフリカ豚熱の病原体の拡散状況、家畜の飼養衛生管理の状況等を考慮して必要最小限度の範囲に限って行うとともに、関係都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて行うこと。（制定附則第5条第2項関係）

4① 家畜等の移動の制限、家畜の放牧等の制限、消毒、通行の制限等について、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため必要がある場合においても措置を講ずることができるようにすること。（制定附則第5条第3項及び第6条関係）

② 飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告・命令について、アフリカ豚熱のまん延を防止するため必要がある場合においても行うことができるようにすること。（制定附則第7条関係）

三 施行期日

この法律は、罰則に係る部分を除き、公布の日から施行すること。

（改正法附則第1条関係）

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病 防疫指針の全部変更の概要について

令和2年1月22日
農林水産省
消費・安全局

- 1 「特定家畜伝染病防疫指針」（以下「防疫指針」という。）については、家畜伝染病予防法第3条の2第6項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する防疫指針については、最終改正から3年が経過し、さらに昨年9月以降の我が国におけるCSFの発生及びASFの侵入脅威が高まっている状況を踏まえ、令和元年10月15日に内容を見直したところ。

- 2 今般、近隣諸国の状況等からASFの侵入脅威がさらに高まっていることを踏まえ、同病が国内に侵入した場合の措置を法律上措置する必要があることから、議員立法による家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案が取りまとめられたところ。

- 3 これを踏まえ、防疫指針についても、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更、ASFが発生した際の予防的殺処分の実施、ASFが野生動物において確認された場合の防疫措置等について再検討を加える必要が生じた。これらに対応し、万が一の発生に備えるため、豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する防疫指針の全部を変更することとしたい。

4 防疫指針変更の方針（案）

（１）豚コレラに関する防疫指針

豚コレラの名称を豚熱に変更する。

（２）アフリカ豚コレラに関する防疫指針

① 名称の変更

アフリカ豚コレラの名称をアフリカ豚熱に変更する。

② 予防的殺処分

豚等の飼養農場で発生した場合又は野生いのししにおいて感染が確認された場合に、原則として、当該地点を中心とした半径 500m から 3 km の区域において、予防的殺処分を実施することを明記。

③ 野生いのししにおいて陽性が確認された場合の防疫対応

ア 必要に応じて、速やかに、捕獲地点周辺への不要・不急の立入の制限や近隣の農場周辺の通行の制限・遮断を行う旨明記。

イ 病性の確定後、速やかに、原則として、捕獲地点を中心とした半径 10km 以内の区域を移動制限区域として設定するとともに、消毒ポイントを設置する旨明記。

ウ 捕獲地点等を中心とした半径 10km 以内の区域において、原則として、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、PCR 検査を実施する旨明記。

エ 都道府県は移動制限区域の農場に対し、立入検査を行って異状の有無等を確認し、必要に応じて、病性鑑定を実施する旨明記。

オ 併せて、立入検査等により、移動制限区域内の農場を中心に飼養衛生管理の状況を確認する旨明記。

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の 全部変更の主な変更点について

全体

- 名称について、アフリカ豚コレラからアフリカ豚熱に変更
- 飼養豚で発生した場合の対応と野生いのししで陽性が確認された場合の対応を明確に区分し、章立ての構成に変更（別添）

前文

- 実質的な内容の変更なし。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 実質的な内容の変更なし。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

- 実質的な内容の変更なし。

第2節 浸潤状況調査

第3 浸潤状況を確認するための調査

- 都道府県は、原則として年1回、当該都道府県内の農場について立入検査を行い、臨床検査により異常豚を摘発し、病性鑑定を実施することを追記。
- 都道府県は、ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、CSF 及び ASF の感染の有無の調査を強化・徹底する旨追記。

第3章 まん延防止対策

第1節 豚等における防疫対応

第4 異常豚等の発見及び検査等の実施

- 都道府県は、異常豚の通報があり、動物衛生研究部門に検体を送付する場合であっても、家畜保健衛生所において ASF の検査を実施する旨を明記。

- 都道府県は、上記の場合は、当該農場を中心とした半径 3kmの区域の農場に対し、生きた豚等の移動の自粛等の必要な制限を行うことを追記。

第 5～第 11

- 実質的な内容の変更なし。

第 12 ウイルスの浸潤状況の確認

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜等が確認された場合、速やかに、飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果等により、制限区域内を中心に、豚等を飼養する農場の飼養衛生管理の状況を確認する旨を明記。
- 都道府県は、確認の結果、飼養衛生管理に不備があり、直ちに改善しなければ ASF がまん延する可能性が高いと考えられる場合は、当該農場の所有者に対して、改善すべき旨の勧告を行うよう明記。さらに、勧告を受けた農場が、その勧告に従わない場合には、改善すべき事項を記載した文書を提示し、期限を決めて、その勧告に係る措置を取るべく旨を命ずることを明記。
- 都道府県は、患畜又は疑似患畜が確認された場合、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する旨を明記。

第 13 予防的殺処分

- 予防的殺処分は、アフリカ豚熱に感染していない健康な豚等を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかな場合の措置として実施する旨を明記。
- 予防的殺処分を行う指定地域の設定については、原則として、発生農場又は陽性となった野生いのししを中心とした半径 500m から 3km以内の区域の中で指定地域を設定し、農林水産省ウェブサイトへの掲載により公示する旨を明記。
- 農林水産省は、必要に応じて、指定地域の範囲を拡大することができる旨を明記。

- 農林水産省は、指定地域内の予防的殺処分が終了した場合、又は他の対策を講じる方が効果が高いと判断される場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、同指定地域の全部又は一部を解除する旨を明記。
- 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合は、直ちに実施期間、実施地域、対象家畜等を定めた緊急防疫指針を策定し、公表する旨を明記。

第14 ワクチン

- 実質的な内容の変更はなし。

第15 家畜の再導入

- 都道府県は、発生農場に加え、予防的殺処分を実施した農場に対しても、動物衛生課と協議の上、発生農場と同様の対応を行う旨を明記。

第16 発生の原因究明

- 実質的な内容の変更はなし。

第2節 野生いのししにおける防疫対応

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

- 都道府県は、野生いのししの検査において感染の疑いが生じた場合には、直ちに陽性確認地点の消毒を徹底するとともに、原則として、半径10km内の区域の農場の戸数及び飼養頭数、豚等のと殺に必要な人員及び資材の確認、各農場における埋却地等の確保状況、消毒ポイントの設置場所の確認・選定等の措置を講じる旨を明記。
- 都道府県は、必要な検体を動物衛生研究部門へ送付し、動物衛生研究部門は、都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査を行うとともに、必要に応じて、遺伝子解析・血清抗体検査を行う旨を明記。

第18 病性の判定

- 農林水産省は、都道府県で行うPCR検査の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子検査の結果を踏まえて病性を判定する旨を明記。

第19 病性判定時の措置

- 農林水産省は、野生いのししがアフリカ豚熱陽性である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部を開催し、初動防疫等を定めた防疫方針を決定する旨を明記。
- 野生いのししがアフリカ豚熱陽性であると判定したときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する旨を明記。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に公表する旨を明記。

第20 通行の制限又は遮断

- 都道府県又は市町村は、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の病性の判定後、確認地点の周辺環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、確認地点周辺への不要・不急の立入りの制限や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う旨を明記。

第21 移動制限区域の設定

- 都道府県は、野生いのししがアフリカ豚熱に感染している旨の連絡を受けた場合には、速やかに、原則として、感染確認地点を中心とした半径10km以内の区域を移動制限区域として設定する旨を明記。
- 移動制限区域の設定方法、移動制限区域内の農場への指導、移動制限区域の変更、解除、移動制限の対象等については、農場で発生した場合に準じる。

第22 家畜集合施設の開催等の制限

- 都道府県は、移動制限区域内におけると畜場におけると畜、家畜市場等の豚等を集合させる催物、放牧の実施について停止する旨を明記。

第23 消毒ポイントの設置

- 都道府県は、野生いのししで感染が確認された場合は、速やかに、市町村、管轄の警察、道路管理者等の協力を得て、消毒ポイントを設置する旨を明記。

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 都道府県は、野生いのししにおける陽性確認個体の捕獲地点等を中心とした半径10km以内の区域において、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、原則として、PCR検査を実施する旨を明記。

- 特に、捕獲地点を中心とした半径3km以内の区域については、死亡した野生いのししを積極的に搜索し、PCR検査を実施すること、また、当該区域に外接する地域については、野生いのししの捕獲を進め、感受性動物の個体数の削減を併せて進める旨を明記。

- 都道府県は、移動制限区域内の農場に対し立入検査を行い、死亡豚の増加等の異状の有無を確認し、必要に応じ、病性鑑定を実施する旨を明記。

- 都道府県は、発見した死亡いのしし及び捕獲された野生いのししについては、確保地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、指導を徹底する旨を明記。

- 都道府県は、野生いのししがアフリカ豚熱陽性と判定された場合は、速やかに、立入検査や直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果等により、移動制限区域内を中心に豚等を飼養する農場の飼養衛生管理の状況を確認する旨を明記。

第4章 その他

第25 その他

- 実質的な内容の変更はなし。

(以上)